

平成22年12月8日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである(18名)

1番	堀岡敏喜	2番	炭竈ふく代
3番	山口敏子	4番	小坂井実
5番	佐藤高 清	6番	佐藤博
7番	武田正樹	8番	立松新治
9番	山本芳照	10番	杉浦敏
11番	安井光子	12番	三宮十五郎
13番	渡邊昶	14番	伊藤正信
15番	三浦義美	16番	中山金一
17番	黒宮喜四美	18番	大原功

2. 欠席議員は次のとおりである(なし)

3. 会議録署名議員

11番	安井光子	12番	三宮十五郎
-----	------	-----	-------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(34名)

市 長	服部彰文	副市長	大木博雄
教 育 長	下里博昭	総務部長	伊藤敏之
民生部長兼 福祉事務所長	平野雄二	開発部長	早川誠
十四山支所長	横井昌明	会計管理者兼 会計課長	村上勝美
教 育 部 長	山田英夫	総務部次長兼 総務課長	佐藤勝義
総務部次長兼 税務課長	若山孝司	民生部次長兼 環境課長	久野一美
開発部次長兼 農政課長	石川敏彦	開発部次長兼 土木課長	三輪眞士
教育部次長兼 社会教育課長	水野進	監査委員 事務局長	服部正治
人事秘書課長	村瀬美樹	企画政策課長	伊藤邦夫
防災安全課長	伊藤久幸	収納課長	服部誠
市民課長	加藤恵美子	保険年金課長	越川博文
健康推進課長	渡辺安彦	福祉課長	前野幸代
介護高齢課長兼 いこいの里所長	松川保博	総合福祉センター 所長	伊藤薫

十四山総合 福祉センター所長	伊藤政洋	児童課長	鯖戸善弘
商工労政課長	服部保巳	都市計画課長	竹川 彰
下水道課長	橋村正則	教育課長	服部忠昭
十四山スポーツ センター館長	佐野 隆	図書館長	伊藤秀泰

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐藤 忠	書	記	横山和久
書	記	岩田繁樹		

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

~~~~~  
午前10時00分 開議

議長（伊藤正信君） ただいまより継続議会の会議を開きます。

~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

議長（伊藤正信君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第81条の規定により、安井光子議員と三宮十五郎議員を指名します。

~~~~~  
日程第2 一般質問

議長（伊藤正信君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言者を許します。

まず佐藤高清議員、お願いをします。

5番（佐藤高清君） おはようございます。

12月議会最初の一般質問として5番 佐藤高清が行いますので、よろしく願いをいたします。

すべて通告してあります。通告に従いまして、まず最初に弥富市総合計画、都市計画マスタープランについての質問をいたします。

初めに総論として、弥富市総合計画、都市計画マスタープランにおけるその優先課題や優先順位であります。

既に皆様方も周知のとおり、弥富市総合計画、都市計画マスタープランが作成されております。「みんなでつくるきらめく弥富自然と都市が調和する元気交流空間」と銘打たれております。その内容等を拝見しますと、市長を初め行政当局の幹部の方々、市民の中から選ばれた代表者、携わった関係各位の努力と弥富市の未来に対する思い、熱意は十分に伝わる内容ではないでしょうか。道路交通網、自然環境、景観、防災など多岐にわたり、事細かに説明がなされております。大変中身の詰まったものになっております。弥富市総合計画、都市計画マスタープラン自体、評価されるべきと思います。しかし、限られた予算の中で身の丈に見合った公共事業を順位づけすることが必要だと思えます。都市を構成する骨格的な都市基盤整備を計画的かつ効果的に進める上で、区画整理、道路、公園、下水道、河川から義務教育施設等、公共物の整備を総合的に行う基本計画で、その計画の実現性を担保するためには、市町村財政フレームと連動した計画でなければならず、財政的裏づけは必要不可欠な要素となります。

現在、長期にわたり整備されていない都市について、その説明を求めるとともに予算の裏づけや社会状況の変化等、そこには実施にまで至らない理由が何かしらあるとは思いますが、

必要性の再検証や見直し、変更等もなされず、そのまま時だけが過ぎていく状況は全く無意味なことであり、まさに絵にかいたもちとはこのことではないでしょうか。大変厳しい状況下で行財政運営を強いられております弥富市においても、港や高速道路網等の立地条件から企業誘致が進んでいる、また同規模の自治体と比較すれば悪い方ではないと言われるものの、それだけ行財政に余裕があるとは思いません。

現在、どこの自治体も予算確保には大変苦労されております。御承知のように、現政権下で事業仕分けが支持を得ております。事業仕分け自体いいことだと思いますが、その本質を見据えなければならぬと考えます。組織がみずから無駄をなくし、合理的な運営を心がけるようにならなければ、現状は変わっていないのと同じです。本質が変わらないのに事業仕分けを続けても、今の現状のように内輪もめ、姿形を変えることが続くだけではないでしょうか。あれだけマニフェストの実現において、予算確保は大丈夫、その疑問に問題なく我々ならできると豪語しておきながら、結果的には首相みずから、大ぶろしきを上げたので協力していただきたいと言わざるを得なくなっております。行政がやりますと言ったらやらなければならないことの重要性、それを実行・実現するには財政的な裏づけがなければ不可能であります。これらのことは、反面教師としてしっかり受けとめていかなければならないと考えます。

以上のことを踏まえて、弥富市総合計画、都市計画マスタープランの中で、その優先課題や優先順位について、どのような認識で、どのような順位づけであるか、答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） お答えします。

弥富市都市計画マスタープランの位置づけにつきましては、都市計画法第18条の2、市町村の都市計画に関する基本的な方針に当たるまちづくり構想として弥富市が策定したものであり、第1次弥富市総合計画や愛知県が定める都市計画区域の整理、開発及び保全の方針などの上位計画を踏まえ、弥富市の将来像や土地利用を明らかにすることを目的とするとともに、道路、公園、下水道等の都市施設、町並み、風景といった都市計画、都市づくりに関するさまざまな分野について基本的かつ総合的な方針を定めるものとなっています。その中で、優先課題や優先順位につきましては明記はされていない現状でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） はい、的確な答弁をありがとうございます。

総合計画または都市計画マスタープランの中身を見ますと、優先順位たるものは自分にとって都合がいいという見識で、自分の生活環境に見合った順位が優先順位と市民は受けとめ

てみえるところがあります。優先順位がないということは的確な答弁で結構でございますけれども、総合計画、またマスタープランについて、それを満たすのは自分の生活環境で都合がいいのが優先順位と感じておられることだけは認識をしていただきたいと思います。

それから、各論に入りまして、ここからは個別の案件について何点か質問をさせていただきます。

まずは、道路交通整備であります。

市内を走る産業道路、生活道路について、さまざまな計画が存在しています。それぞれ利便性の向上などを念頭に企画立案され、マスタープランとして計画されており、都市計画マスタープランの順位づけの根拠として利便性の向上なども重要事項として上がってこようかとも思いますが、現状を調べてみますと、うまく事が運んでいないように感じられます。20年も30年も前からここに道ができる計画だと行政が説明し、計画として話を進めているものの、なかなか実行に移ることのできない路線等の計画があると思います。ましてや、行政が公の資料として利用した図面に実際には存在しない路線があります。その道は拡張等がなされる計画になっており、将来的には図面のような路線になる予定図が使用されています。計画はあくまでも未来の状況であって、公共性の高い資料には使用を避けるべきだと思います。未来予想図のような形で、将来にはこのような形になるのだと図面等で示すことはわかりやすいのですが、計画が一向に進まないまま時だけがたっていてしまっているからこそ、現状図と計画図、また現実と未来の差を忘れてしまう感覚があります。

現状の話を予定図で説明されても、説明を受けた側は混乱を来すだけであって、図面が完成しているほど重要性の高い計画であるならば、逆にまだ着工されていないということが不思議で疑問を持たれるのが自然の流れではないでしょうか。先ほども申しましたが、都市計画マスタープランは計画を実現化する過程の計画であり、20年や30年も計画してのみ存在し、その進捗しない道路交通網整備計画について再検討が必要だと私は考えます。一度洗い出して検討をしてみてもどうでしょうか。進捗率の悪い道路交通網整備計画について、具体的な路線、進捗率、今後の見通し、再検討や変更等があれば答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 答弁申し上げます。

道路交通網整備につきましては、都市施設の指標に関する主要課題として道路ネットワークの強化が示されております。都市構造を構成する主要な交通機能を有した都市軸に高速幹線軸、広域幹線軸、都市幹線軸等が上げられます。

弥富市都市計画マスタープランでは、都市づくりの基本方針として、都市をつなげる交通ネットワークの形成や、それを軸とした沿道の有効利用、都市内の生活の軸の形成などを掲げており、現在は東西方向に横断する東名阪自動車道と伊勢湾岸自動車道の2本の高速道路

や、国道1号、国道23号、並びに南北をつなぐ西尾張中央道がその役割を担っています。しかし、弥富市は南北に長い市の区域を有することから、この区域に対する南北軸の不足や市街地間を結ぶ国道1号の機能不足など、解決すべき課題が多いことから、利便性の高い都市内交通ネットワークの構築に向け、骨格道路網の形成に努めることとしています。

また、北部の市街地内では、市街地の骨格を形成する都市計画道路が格子状に計画されていて、効率的な土地利用や市街地内の交通利便性の向上を図るため、都市計画道路の整備を推進することとなっています。しかし、道路交通網整備につきましては長期間を有することから、市全域における土地利用や都市計画にかかわるさまざまな情勢の変化、市民のまちづくりに関する都市の変化等を考慮しながら、今後、国や県の指導のもと、適切に見直しを行い、都市計画道路の整備を推進したいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 答弁ありがとうございます。

弥富市の公的な地図として、弥富市行政区地図としてこのような地図があります。これは現状の地図でありまして、3年ぐらい前にでき上がったものです。しかし、今回、弥富市コミュニティバス運行表として、都市計画法に基づいた道のない計画図面によって、各家庭にこのような形で配付されました。

その中で、先ほど答弁がありましたように、南北線に長い弥富市であります。東から行って302の片側2車線の問題、これは確実に進んでおります。湾岸飛島インター、東名阪名古屋インターの接続、またもう1本西に来まして尾張中央道蟹江インター、飛島インターとのつながりであります。この二つの南北の道路が、今、時間帯によっては確実に渋滞が始まっております。その南北を通る道として155号線南進という計画があるわけですが、一向にこの話が進んでおりません。早い時期に、この155号線、環状3号線ですか、これを完成すべきだと考えるとともに、また東西線につきましては、合併後、速やかに日光線を接続するという形で、近い時期には開通する予定であります。とりあえず南北線、155号線の南進については平島地区内では明らかに完成するという目的で地図が配られております。この155号線南進について、どのような進捗率、どのような計画であるか、答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） それでは、佐藤高次議員にお答えいたします。

御質問の都市計画道路、名古屋第3環状線につきましては、国道1号から伊勢湾岸自動車道までの約7.2キロメートル区間でございますけれども、国道1号以南の400メートル区間につきましては、昨年12月に供用開始されたところでございます。現在につきましては、鍋田町地内の伊勢湾岸自動車道の以北1キロメートル区間につきましては、来年度末の供用開始を目標に事

業を実施していただいているところでございます。引き続き来年度には、その延伸であります境内の用地測量に着手していただく予定となっており、また未整備区間につきましては、現在の事業中区間の進捗状況を見ながら、整備効果の高い箇所から順次事業化に着手していきたいと県からお聞きしております。

現在、拡大するアジアの物流に対応するために、鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バースの整備が行われており、名古屋第3環状線を整備することにより、名古屋港を核とした広域幹線道路網が確立され、産業及び当市のみならず地域経済の発展に寄与いたしますので、早期整備と促進を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 今、次長の方から答弁をいただきました。

都市計画マスタープランの質問でありますので、各論が終わり次第、市長の方から総括して答弁をいただきますので、よろしくお願いたします。

今、次長の答弁のように、155号線の南進については極力県の方に申し入れて進めるという形が見えたわけでありまして、この路線を確実に作り上げることによって、弥富市の付加価値、土地の付加価値、市の付加価値、そういうものが上がってくるわけでありまして、30年も前からここに道ができるという話でありますので、早急にこういった問題を県・国の方に陳情していただいて、完成することを期待いたします。

また、続きまして市内の八田線についても、どのような形になっておるか質問をいたします。

議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 八田線につきましては、路線名といたしましては主要地方道弥富名古屋線でございます、現在の事業中区間でありまして海部土地改良区会館から県道子宝愛西線の400メートル区間につきましては、現在までに約90%の用地買収が完了しておるところでございます。また、工事といたしましては、現在までに水路つけかえ工事等が行われております。今年度といたしましては、公安委員会といった各関係機関との協議が、県道子宝愛西線との交差点協議が進みましたので、その付近の物件補償と用地買収に着手することになっております。また、橋梁につきましても、市江川に新設される橋梁の形状について関係機関とことし協議が行われまして、来年度には橋梁詳細設計に着手していきたい考えだと県からはお聞きしております。

また、延伸区間でありまして楽平地区につきましては、圃場整備事業との進捗状況を踏まえながら事業化を検討していく段取りでありますので、よろしくお願いたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 関係機関と協議しながら進めていくと、土地の買収も90%近く進んで

おるといふことでもあります。この後、路線について、早く白鳥学区の方々が安心できる形で協議を進めていただきたいと思います。

路線については、155号線南進問題、また八田線問題、極力、早急に完成をするということでもよろしく願いをして、次の質問に入らせていただきます。

次に、排水路整備・管理についての質問であります。

弥富市が置かれた自然の環境の中で最大の特徴は、海拔ゼロメートル地帯であることは言うまでもありませんが、私どもの先代は伊勢湾台風を初めとする水害とも闘ってまいりました。市民の生命や財産を守るためにも、排水対策事業は必要不可欠なものであり、その整備が行われるのは急務だと思っております。また、排水対策は弥富市だけでなく、海部・津島地域全域にわたる一大事業としての位置づけや認識もあり、全国的に見てもかなりすぐれた性能・機能を発揮し、市民の生活に安心と安全をもたらしているわけですが、市内を走る排水路に目を移しますと、既存排水施設の老朽化等が目立っております。流出水量等の変化による流下能力の低下への対応が課題となっており、雨水処理が重要項目に上がってきます。農業用排水路に雨水を流しておりますが、ゲリラ的豪雨が一度発生すれば短時間で浸水してしまいます。

農業用の排水路といっても、農業を営む農家だけの施設ではなく、雨水を流すことも考えれば公共性を備えた施設となってまいります。

今まで農業用排水路については、農業振興の名目で事あるごとに助成金・補助金が投じられてきました。農業に対する助成金・補助金にもかかわらず、工事費として大半が使われてきました。しかし、現政権下の目玉政策でもあります戸別所得補償制度がスタートしたことで、助成金・補助金の行き先が工事費から農家へと大きく方向転回し、農家からしてみればよかったと言うべきかもしれませんが、農業用排水路の整備・管理をする立場からしてみれば予算が縮小したことを意味するわけであって、一抹の不安を覚える要素の一つであります。公共性、老朽化、能力低下といった理由で、排水路の整備・管理について重要案件だと考えます。

排水路の整備・管理については農業用排水路も含め、市内の排水路の全長からすればかなりの計画性を持って対応しなければ効率は上がりません。地域開発に見合った排水網の整備が求められております。また、性能・機能の向上の面についても、長寿命化に向けた取り組みと強化を図ることで相乗効果も生まれると考えます。

そこで、効率的で地域開発に見合った排水網の整備・管理に対する取り組み、長寿命化に向けた取り組みとの強化、2点についてどのようにお考えか、答弁をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、ただいまの質問につきまして回答させて

いただきます。

最初でございます、効率的で地域開発に見合った排水網の整備・管理についての取り組みでございますが、本市におきましては、地盤沈下や既設排水路の老朽化に伴う排水路の能力低下に加え、流域内の宅地開発によります生活雑排水等の流出やごみの不法投棄等の増加によりまして、排水状況が悪化しております。湛水被害が増加しているところでございます。このため、排水路の整備を行い、汎用水路の拡大、生産性の向上、維持管理に係る労働を低減させることが急務となっております。しかし、市単独補助だけではできませんので、愛知県の財政状況も厳しく先行き不透明な点もございまして、土地改良事業費をつけていただくよう要望してまいりますが、地域におきましても、排水路の清掃、土砂のしゅんせつ、除草等についても維持管理していただきますよう、ここで再度お願いをさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、長寿命化に向けた取り組みと強化についてでございますが、排水路の整備につきましても、水田の乾田化、生産性の向上、維持管理費の節減を図るため、恒久的なものを協議いたしまして、取り入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 排水路の整備については、十四山地区は区画整理、耕地整理が済んで半世紀がたつわけでありまして。それぞれ農家の方々がスコップによって土を上げたりして管理をしてきたわけでありましてけれども、半世紀もたちますとこの排水路は老朽化をし、何が何でも改修作業をしなければならぬということになっております。今、答弁にありましたように、土地改良費の縮小ということが非常に懸念されておるところでありますので、土地改良への予算を限りなく多くつけていただいで、この用水路の整備についてスムーズに進むように要望して、次の質問にまいります。

続きまして、河川整備についての質問であります。

弥富市内を流れる河川は幾つもありますが、近年、河川を取り巻く状況は大きく変化しつつあります。従来の治水・利水の役割だけでなく、宝川水系の三ツ又公園に代表されるように、住民利用を重要視した公園機能を有することで、潤いのある水辺空間や治水性の向上を図ることも重要となってまいりました。河川が住民に憩いと安らぎの場を提供し、地元と密着しながら市民間の連携と協調を図るとして整備されるようになりました。従来の防災対策だけでなく、自然環境の保全にも努め、河川水質の浄化にも考慮した整備を推進する必要性が高まってまいっております。

しかし、同じ水系にあるにもかかわらず、ある部分では公園としてきれいに整備され、またある部分では一面が雑草に覆われている、またヘドロがたまっている、悪臭がするといっ

たことがあるのはなぜでしょうか。一つの水系である以上、同じ水が流れているはずですが。人の集まる所だけきれいにする、人目につかないところは後回しにする、そのようにとられてもいたし方がありません。雑草等の処理を怠ると、火災や防犯といった安全上の支障を来すことになり、またヘドロや悪臭は衛生上、環境上の問題にもなります。周辺住民から苦情や陳情が幾度も上がっているような箇所が多くあると伺っております。

河川環境整備は、都市計画マスタープランの計画項目であります。それに対して、住民の声、要望があるならば、内容を協議し速やかに対処する最大限の努力、誠意が必要ではないでしょうか。このことについて、どのように考えてみえますか。担当課長、環境課長もよろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） まず、三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） まず最初に、先ほど答弁させていただきました道路整備の名古屋第3環状線につきまして、鍋田地内の1キロ区間の供用開始を来年度末と答弁させていただきましたけれども、今年度末に訂正させていただきますので、よろしく願いします。

次に、河川整備についてお答えいたします。

議員が述べられましたように、河川は治水・利水の役割を担うだけでなく、潤いある水辺空間や多様な生物の生息、生育環境としてとらえられ、また地域の風土と文化を形成する重要な要素として、その個性を生かした川づくりが求められているところでございます。

このようなことから、1級・2級河川につきましては、河川の改修や堤防の整備を国・県等に働きかけて、市全域の水害対策や環境美化の強化を図ってまいります。また、市が管理しております河川につきましても、洪水のはんらんを防止するとともに、地域の生活基盤を確保するため、市民の声、要望等を踏まえながら河川整備や維持管理を行って、健全な河川環境の維持に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 続きまして、久野環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、河川のヘドロ、悪臭、雑草対策についてお答えを申し上げます。

河川、水路におけますヘドロの堆積、あるいは悪臭の発生につきましては、生活雑排水の流入が大きな要因となっております。速やかな公共下水道への接続により生活雑排水の流入を防ぐことが必要であります。しかしながら、下水道の完全普及には長い年月を要します。その間の対策といたしまして、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換を図るべく補助制度を設け、その普及に努めているところであります。さらには、先ほど農政課長の方からもございましたように、地域におきます清掃、あるいは除草などの維持管理もお願いをしているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 全く正しい質問に対する答えが返ってきております。問題は、困っておる現場があるということであります。その現場の方々、地区の方々から要望・要請があると思います。きょう、この質問が各関係地区に流れておるわけですがけれども、殊に弥富駅前、鰯浦川のヘドロ、この件については地区から強い要望が流れてきておると思います。正しい答弁だけを答えていただいて、事が進まないようなことでは我々は困るわけであります。弥富駅前、鰯浦川のあのヘドロ、あの草についての今後の状況をどのようにされるか。弥富市の美しい水と緑のまち、この旗印の美しい水と緑、駅前の鰯浦川のヘドロ、雑草の件であります。これをどうするか、答弁願います。

議長（伊藤正信君） 三輪土木課長。

開発部次長兼土木課長（三輪眞士君） 御質問の鰯浦川の未整備区間に約600メートルございますけれども、この鰯浦川につきましては、以前、駅前区画整理事業等による整備を図る予定でありました。しかしながら、駅前中地区等の意見等をお聞きしましたところ、平成16年には区画整理事業を中止したという経緯がございます。河川整備がおくれている状況が現在に至っているところで、地域の方々には大変御迷惑をおかけしていることとおわび申し上げたいと思います。

今年度には、国道1号から弥富駅までの市道152号線の未整備区間の拡幅工事を行いますので、その関連事業といたしまして、近鉄線までの約100メートル区間でございますけれども、そこの河川の詳細設計を行いました。今後、引き続き中期的な計画をもちまして、未整備区間の600メートル区間でございますけれども、整備に着手していきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清議員。

5番（佐藤高清君） 100メートル近くを着工するという答弁でありました。私が最初申し上げたように、孫宝排水機事業の一つの宝川という川の流れであります。下の方で大きなお金を使ってヘドロをかき上げておるわけでありますけれども、100メートルと言わずに、この水系全川を早急にきれいな水と緑という形に整えていただきたいと、強く要望いたします。

続きまして、次の質問に入らせていただきます。

盛り土条例制定についての質問であります。

こういった開発計画においてでも、埋め立てや掘り起こしによって土砂の移動が絡んでまいります。かさ上げ、整地にも別の場所から土砂が運ばれ、下水道を通す際には埋められた地面を掘り起こし、余った分は別の場所へ移動させ、別の埋め立てに使う。事業施工者によっては、土砂を一時的に山積みにして保管する、土砂の埋め立てや山積みに対しては、法や条例の規制がないのが現状であります。事業施工者を信頼するしかありません。その結果、

安全面に配慮のない盛り土などによって、周辺の住民の方々が危険にさらされている状況が生まれております。盛り土等の事業を規制し許可制にすることも検討しなければ、こういった危険の回避はできません。許可制にすることで安全性に配慮のない盛り土の防止、土砂の崩れ落ちや流れ出しの防止、有害な物質で汚染された土砂による盛り土の防止、事業主や事業施工者、土地所有者の責任と義務の明確化といった効果を見出せます。紛争等が起きてからでは遅い問題であり、起きる前に防ぐことが最大の目的であります。

公的な機関として農業委員会が存在するわけですが、盛り土や山土の土砂に対しては何も権限がなく、あくまで農業委員会の権限と責任において自主的な調査等をしていくことが精いっぱい行動になります。以前にも残土条例といった質問をさせていただいております。行政当局より、最大限の努力はしますとの答弁をいただきました。盛り土条例といった類の制定の必要性は常々感じております。条例の制定には、いろいろな方向から意見を聞くような仕組みづくりをしていただきたいと期待をしております。このことが、危機管理意識の向上になるのではないかと考えております。

そこで質問をいたします。

盛り土条例制定の必要性について、どのように認識しておられるのか、答弁をお願いいたします。農政課と環境課でお願いします。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、お答えさせていただきます。

盛り土条例の策定についてでございますが、農業委員会の方でも先ほど議員が言われましたように検討されております。現在、農業委員会といたしましては、農地における農地改良を行う方につきまして、隣接する農地、道水路等への被害防止に適切な指導を行っておるところでございます。また、必要に応じまして搬入土砂の土壌分析表を提出していただいております。

以上のことを踏まえまして、盛り土条例策定につきましては考えておりませんが、農地改良届に関する指導要綱案を現在検討させていただきまして、農業委員会に提出させていただく予定でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 次に、久野環境課長。

民生部次長兼環境課長（久野一美君） それでは、盛り土条例の制定につきまして御答弁を申し上げます。

既に盛り土条例を制定されている市町、この近辺では東郷町、阿久比町、みよし市などがございますが、そういった市町の状況をお聞きしますと、土地所有者や事業者に大きな負担を課している。制定後、埋め立てを伴う事業が極端に減少していると聞いております。この条例の制定に伴う影響が大きいことがうかがえます。今後は、関係課で協議をしていきたい

というふうに考えております。以上です。

議長（伊藤正信君） 佐藤高次議員。

5番（佐藤高次君） 今、農政課の次長の方から指導要綱という言葉が出てまいりました。何はともあれ、安心・安全な盛り土ということで指導要綱、また申し合わせ等を強く重ねていただきまして、この盛り土が一步前進するということでもありますので、また環境課とよく練り合わせて進んだ条例制定に向けた考えのまとめをよろしくお願いいたします。

以上で、都市計画マスタープランについての質問は終わりましたので、市長に総括してですね、こういった問題の答弁をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 佐藤議員から盛りだくさんの御質問をいただいておりますが、都市計画マスタープランの問題につきましては、その上位項目である第1次弥富市総合計画、という形の中で、平成21年から向こう10年、どのような形でまちづくりをしていくんだということに対する大きな私どもの羅針盤であるわけでございます。市民の皆様にもその概要版につきましては全戸配付をさせていただいておりますので、いま一度御確認をいただきたいところでございます。

弥富市としては、さまざまな都市計画をしていく、元気なまちづくりをしていく上において課題があるわけでございますけれども、その課題においては、人口の増に対する課題をどうしていくんだ、あるいは農地、あるいは産業ということに対してどのような形で方向性を示していくんだということが大きな都市計画としての役割としてもあるわけでございます。

そうした意味の中におきまして、その概要版にも載せさせていただいておりますけれども、弥富市を大きく三つのゾーンに区画をさせていただいております。

一つは、弥富駅を中心とする生活定住空間という形の中での環境づくりをどうしていくか。あるいは農業振興地域としての弥富市でございますので、その中央部における農業振興政策をどのようにしていくかという農業ゾーン、そして西部臨海工業地帯を中心とする企業の誘致、あるいは産業の奨励という形の中での環境ゾーン、この三つの区分をしっかりとこれからやっていくことが、やっぱりまちづくりにつながるということでございますので、一定の御理解をいただきたいというふうに思っております。

例えば弥富駅周辺とする、いわゆる北部と言っておりますけれども、北部ゾーンにおきましては、先ほどからも話がありますように、道路あるいは公園、都市下水といったものの整備をどのようにしていくか、そしてまた、さまざまな駅周辺の整備、先ほどもヘドロの問題がございましたけれども、駅周辺の整備をもう一度考えていきたいということをお考えしております。

また、中央における農業振興地域のゾーンにおきましては、御承知のように湛水防除事業

であるとか地盤沈下対策事業、私たちが生活をさせていただいておるこの地域の、いわゆるゼロメートル地帯に対する対策をこれからも恒久的にやっていかなきゃいかん。それと同時に、農業政策に対して元気な農政という形の中でやっていかなきゃいかんというのが、この中央ゾーンでございます。

そしてもう一つは、国際港湾を控えております鍋田ふ頭、弥富ふ頭という形の中での港湾整備、企業誘致という形の中でのしっかりとした整備をすることにおいて、自主財源をしっかりと確保していく。その自主財源を確保した形の中において、さまざまな行政サービス、あるいは市民の負託にこたえていく、あるいはまちづくりを進めていくということが非常に重要だろうというふうに思っております。

ありがたいことに、昨日も、国土交通省の中部整備局の所長さんがお見えになりまして、鍋田ふ頭の第3バースの整備については、先ほどの予備予算という形で2億7,000万、そして今回の12月補正という形で2億7,000万、合計5億4,000万という金額をつけていただきました。そういう第3整備の整理計画が前倒しという状況の中で、明るい希望もあるわけでございます。そうした形の中で整備を進めていくということでございます。

さまざまな三つのゾーンに対しての道路ネットワークがあるわけでございますけれども、その中には御承知のように高規格道路という形の中で、東西に対しては東名阪道路を中心といたしまして、1号線、23号線、そして伊勢湾岸道路があるわけでございます。弥富市は、南北に非常に長いところでございます。この南北の路線に対する基幹道路という形での整備がおくれておるわけでございます。議員の御指摘のとおりでございます。それは、いわゆる名古屋第3環状線を中心といたします道路、これは市道でございますけれども中央幹線、さまざまな都市計画路線があるわけでございますけれども、これにつきましては単に弥富市だけの問題ではなく、愛知県あるいは中部の背景の中での道路づくりだというふうに思っております。機会あるごとに、私どもといたしましても、県あるいは国の方にこの道路の早期整備についてはお願いをしておるところでございます。そういった形の中で、一定の御理解をいただきたい。

しかしながら、議員御承知のように公共事業に対するさまざまな事業が削減されていることも事実でございます。国・県の事業予算が縮小されております。そうした形の中で、基幹道路の整備に対して若干おくれをとっておるといことが否めません。そうしたことも、これから機会あるごとに私どもとしては、要望してまいりたいというふうに思っております。

道路について大事なことは、やはり市道、あるいは幅が狭い道路をどのように改修していくかという生活道路、いわゆる自転車であるとか歩く人が安全に利用していただける道路の整備がもっとも必要だろうというふうにも思っております。これは都市計画マスタープランについてもその中に明記しておるわけでございますけれども、生活道路におけるこれが

らの整備について、私ども行政といたしましては力を入れていきたい、そんな思いでございますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それから、排水路整備の課題につきましては、先ほど議員のおっしゃったとおりでございます。我々のゼロメーター地帯に対して、どのような改修工事をやっていかなきゃいかんかということがあるわけでございますが、御承知のように土地改良事業というのが大幅に削減をされております。平成22年度の予算は、21年度対比で50%を切るような状況でございます。まさに、単県事業ができないような状況でございます。そうした状況の中で、市単独事業につきましては、計画的に実行しているところでございます。先ほど十四山地区のことを佐藤議員はおっしゃったわけでございますが、私も現場を見まして、十四山地区における排水路の改修工事がおこなわれていることは重々承知をしております。これからは、重点的な課題として、十四山地区に対して計画的に進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

河川事業でございますけれども、先ほど所管の担当が申し上げたとおりでございます。駅周辺の整備という形での都市計画マスタープランについても明記しているわけでございます。その関連としてヘドロ、悪臭対策というものも当然考えていかなきゃならない、そんな思いでございます。今までいろいろとお話をさせていただいておる中で、過去のいきさつもあるうかと思っておりますけれども、過去は過去という形でしっかりと認識もしながら、前へ向かって進めていくことが大事であろうというふうに思っておりますので、今回の駅周辺の整備として152号線を今やっているわけでございますが、その関連として計画的にやっていきたい。また、鯛浦川につきましても、私も現地に足を運んでおるわけでございます。そうした形の中で、どのようなことを対策としてやっていかなきゃならないかということも十分承知しておるつもりでございます。これから測量等も含めて、十分に検討してまいりたいというふうに思っております。

それから盛り土等々の問題につきましては、先ほど所管のところが述べたとおりでございます。私も全く同じ意見でございます。しかし、農業委員会として、今一生懸命この盛り土条例について一定の整備をしていきたいということを考えておるわけでございますが、やはり水田を守るというような状況の中において、我々としても農業委員会も含めて厳しく対応させていただきたいと、そんな思いでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

少し早口でしゃべりましたけれども、どうぞよろしく御理解賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清算員。

5番（佐藤高清算員） 今、市長の方からさまざまな形で答弁をいただきまして、ありがとうございました。

弥富市総合計画「みんなでつくるきらめく弥富自然と都市が調和する元気交流空間」ということで、1時間の質問でこの問題を取りまとめるということは大変な難しい話であります。きょう、またこのビデオを見まして、次の3月議会で再度質問する機会があればと思いますので、よろしく願いをいたします。きょうほど時間のたつのが早いと思ったことはありません。

通告に従いまして、先ほど市長も言われました農業についての問題であります。通告がすべて答弁いただけないと思いますけれども、時間のある限りで質問を続けていきますので、よろしく願いいたします。

農業についてであります。愛知県は、全国トップクラスの農業生産額を誇っております。その規模は、日本が世界に誇る企業の一つであるトヨタ自動車の生産額にも匹敵する規模を誇っており、弥富市においても湾岸部に日本の重工業の中心を担う川崎重工名古屋第1工場を抱え、ボーイング787の製造、組み立てを行い、航空宇宙カンパニーとしての重工業企業の関連があり、だれもが子供のころに描いた空や宇宙への夢を間近に感じるとは言いつつも、やはり農業が弥富市の屋台骨を支えていると言わざるを得ません。

我々市民の多くは、農業の生活活動の中心的役割を担うJAを生活の基盤としているのではないのでしょうか。それぞれ、皆様方は万が一に備え保険に入られておられるでしょうが、生命、養老、医療といった保険、健康といった自宅の保険もJAのものに加入されておられる方が大半だと思います。そして、金融機関としてもJAを利用されておられる方が多いと思います。都市部から離れれば離れるほど、JAに対する依存度は高まっていくのだと思います。また、地域のコミュニティーという視点から見ても、各地区の生産組合が大きな役割を果たしていると言えるでしょう。さらに、毎年秋には市内各地で秋祭りが行われております。神楽太鼓が響き渡り、秋祭りの起源がもともと五穀豊穡を祈願することがあって、歴史・文化などについても農業と深くかかわっております。

こうした中、時間とともに文化が発展し価値観も変わっていく中で、人々の生活スタイルも変化していき、農業は大きな転換期を迎えております。農業の危機が叫ばれ、多くの対策があれこれと検討され、試行錯誤する中、ここにきてTPPという問題が降りかかってまいりました。農産物、工業製品等、全品目の貿易自由化ということで、仮にTPPに参加した場合、国全体では輸出で8兆円の増加が見込まれるものの、農業生産に至っては4兆円の減少を招くと試算されております。愛知県においては、県内GDPは工業や貿易で2,000億円の増加が見込まれるものの、農業は940億円の減少との見解が示されました。輸出産業で大きな恩恵が期待できるものの、農業に至っては大きな打撃を受けることは明らかとなっております。参加を見送ったとしても、県内GDPは1兆8,000億円減少し、雇用も10万人近く消失するとのことであります。農作物の輸入に対する高い関税率によって守られてきた日本

の農業が崩壊し、水田利活用持久力の低下という大きな問題を抱える一方、これを逆にチャンスととらえることもできます。

そもそも日本の農業の農産物は、世界的にも安心・安全という付加価値がついております。競争社会に突入していく中で、生き残れるものは付加価値のついたブランド米や有機米であります。これを契機に、世界に目を向けて売り込むチャンスを逃すわけにはいきません。十分に勝機のある話であります。例えば、弥富を代表する米の品種の一つ「あいちのかおり」は粒が大きいのが特徴で、日本食の代表であるすしのしゃりに適していると評価されております。以前、とある地元テレビ局の情報番組で、日本を代表するブランド銘柄の品種と「あいちのかおり」の銘柄を伏せた状態で街頭の皆さんに試食していただき、どちらがおいしいかと街頭調査をしたところ、「あいちのかおり」の方が評判が高いとの結果を放送してありました。自信を持って売り出せばいいのに、全国的に「あいちのかおり」の作付が少なく、ネームバリューに乏しいことが残念だと締めくくってございました。

これだけグローバル化が進む世の中で、なぜ農業だけがかたくなに殻に閉じこもっていくのかと言われております。ヨーロッパにおけるEUのように、経済連携は世界的な流れであり、この流れから外れること自体損失となります。よくも悪くも賛否両論、一長一短ある複雑な話ではありますが、何かしらの手だてを打たなければならない時期に来ておることは紛れもない事実であると認識しております。TPP参加は不可欠な農業の国際競争力の強化に向けた施策を同時に協議していかなければなりません。

こうした中、弥富市も国の施策に左右されることなく、農業が人間社会の基本産業として今後も脈々と存続させていく確固たる意志を示し、市民の力で知恵を出し合い、今後の弥富市の農業をどうするか、どうしたらいいのか、検討していくのに農業マスタープランの作成が必要不可欠だと考えます。どのようなプランを作成していく場合も同じだと思いますが、目標設定においては明確でわかりやすい設定が必要であり、目標設定までの過程も現実味がある有効的なものでなければなりません。弥富市農政の根幹をなすもの、基本路線となるものを示すことができるかどうか、この点がぶれてしまえば、農業マスタープラン自体が絵にかいたもちで終わってしまいます。すべてを大前提として農業マスタープランを作成することについて、行政側はどのように認識しておられるか、簡単に答弁を求めます。

議長（伊藤正信君） 石川農政課長。

開発部次長兼農政課長（石川敏彦君） それでは、ただいまの御質問につきまして答弁をさせていただきます。

農業マスタープラン策定についてでございますが、農振整備計画の上位計画といたしまして、ほかにも弥富市農業経営基盤強化の促進に関する基本構想もございます。また、弥富市地域水田農業ビジョン、並びに海部南部地域担い手育成総合支援協議会におきまして定めて

おりますアクションプログラムもございます。この中で検討し、必要に応じて見直しをしておりますので、今後の農業マスタープランの策定につきましては考えておりませんが、御理解いただきますよう、よろしく願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 佐藤高清算員、時間が迫ってきましたのでまとめて質問をお願いしておきたいと思っております。

佐藤高清算員。

5番（佐藤高清算員） きょうほど時間の早く過ぎることを感じたことはありません。農業に携わる問題が、本当に大変な時期に来ております。行政として何らかの形を整えて、生産者、またオペレーター、我なく、彼なく、競いなく、農業の存続ができる形を行政側として整えていただきたいと思います。これについて、優良農地、美田を今後10年後もできる施策をどのように考えてみえるか、市長に答弁を求めて、私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 農政問題につきましては、大変難しい大きな問題でございます。最近では議員御指摘のとおり、TPPという問題が出てきておるわけでございます。関税の撤廃における貿易の自由化という形の中で、すべての産業に対してそういったものをしていこうということでございます。

世界の潮流は、国対国、あるいは国際間という形の中においては、大きな流れとしては、その枠の中でみんなでやっていこう、例えばアジアだったらアジアという枠の中でしっかりやっていこうというのが大きな潮流かとは思っています。そうした中で、農業問題等をその枠の中に当てはめて、すべてのことを同一的に考えることは少し無理があるというふうに思っております。今、国の方では農業再生会議という形の中で、さまざまな団体と今後の日本における農業の再生ということについて論議がされておるわけでございます。我々もこの辺の論議については十分注目し、これから考えていかなきゃならない、そんな思いでございます。

今現在としては、このTPPに参加した場合、弥富の農業も大きなダメージを与えられるだろうということは共通認識をすることでございます。しかしながら、農業の保護ということだけではなく、農業のこれからの積極的な攻勢ということについても、同時に並行的に考えていかなきゃならない、そんな思いでございますので、議員ともども弥富市の農政あるいは日本の農業ということに対して、一緒になって考えていければというふうに思っております。以上でございます。

5番（佐藤高清算員） 質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は11時5分といたします。

~~~~~

午前10時58分 休憩

午前11時07分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩を閉じ、休憩前に続きまして会議を再開いたします。

次に三宮十五郎議員、お願いします。

12番（三宮十五郎君） 通告に基づいて、3点にわたって市長及び担当部長などにお尋ねいたします。

最初の質問は、ここ数回連続して質問させていただいておりますが、国民健康保険制度の大幅な改正の方向が厚生労働省から発表されまして、全国の人々の注目を集めております。特に国民の命と健康の根幹にかかわる問題、しかも国と市町村の責任で運営をするということで、他の社会保険に加入できないすべての人たちを無条件に市町村が受け入れるということからこの制度が発展してきた中で、したがって保険料、弥富は保険税と言っておりますが、つきましても、それから一部負担金についても、減額と免除の制度を持った、国と地方の責任で文字どおり国民が安心して医療を受け、命を守ることのできる社会保障制度としての役割も兼ね備えた制度だということで今日まで進んでまいりましたが、今、どの市町村も大変この運営には国が負担金や補助金を切り下げの中で苦慮しておりますが、こうした中で国は11月25日に、社会保険と国民健康保険などの2010年度から2013年度、2020年度、2025年度に至ります加入者1人当たりについての保険料の額を、市町村国保以外につきましてもは事業主負担分を含めて公表いたしました。もともと事業主負担については、その加入者の勤労者の皆さんが負担するわけではありませぬので、事業主負担を抜いて国保と比較したものが今皆さんのお手元に配らせていただきました厚生労働省医療制度保険料負担見込み額というものであります。

ごらんいただきたいと思いますが、現在、弥富市は1人平均22年度の調定額で8万7,809円を負担しておりますが、この中には、反対側の表にありますように、1人当たり1万9,065円余りの、法律の定めのない保険料を軽減するための市の負担が使われております。国の制度は、こうした市町村負担をなしにするということが前提でありますので、2013年度には全国平均は国民健康保険は9万4,000円ということでございますが、所得の状況だとかによって変わりますので、弥富市の住民の皆さんの所得状況からいっても、この市町村負担のない状態の、下の軽減なしとして書いてありますが、2013年度は11万1,624円程度、2020年度は13万2,999円程度、2025年度は15万3,186円程度に、もしこのとおりに進めばなる可能性が極めて強いものであります。

しかも、他の社会保険制度は収入を基本にして保険料が決められておりますが、国民健康保険は、従来加入者1人当たりが半分と、それから収入が半分ということでございますし、実際に今、ここの場でも市長もおっしゃられたと思いますが、加入者の大半は所得200万円

以下の世帯というような状況でいいますと、非常に少ない収入で現在でもほかの社会保険制度と同じ負担をしておるし、このまま進めば、ほかの社会保険制度に比べて収入の大幅に低い国保の方が大きな負担をしなければならない。今でも国民健康保険の保険料や保険税の収納率は全国平均で90%を割り込む。弥富市も辛うじて91%前後を維持しているような状態。しかも、これだけ市が補てんや負担をして維持しているような状態でありまして、弥富市では市当局や議会の方の要請もあって、滞納を理由にして保険証を取り上げるとかそういうことはせずに、ずうっと市の負担をしながら皆さんが医者にかかれる状態を守ってきたわけですが、全国的には滞納を理由にして保険証を実際に使えない、いわゆる資格証明書などを出すとか、あるいはもうこの周辺でも1ヵ月単位の短期保険証を出して、毎月金を払いに来なければその保険証を渡さないと、こういうような状態も起こっておりまして、医者にかかれずに命を失うというようなことも各地で発生しております。国民健康保険法や憲法25条のすべての国民が健康で文化的な最低生活を保障されるという根幹にかかわる問題が、大幅に今ゆがめられております。

国と市町村が協力して、市町村が安心して運営できる仕組みにすることが最大の課題であります。これと前後いたしまして、まず25日の前の18日付の毎日新聞で、毎日新聞が都道府県に対して、都道府県が国保を運営することについてアンケートをとったところ、29都道府県が反対と。賛成は4府県にとどまった。それから、11月28日付の中日新聞などで報道されましたが、これは共同通信と共同通信に加盟している新聞社の協力で行ったアンケートで、このアンケートによりますと、広域化が必要だとしたのは5府県の知事と996市区町村長。結局、引き受けてもらいたいと言っている県の方は、6割、7割が困ると。市町村の方としては、もうこのままではとてもやっていけないから、何とか県でやってほしいと、こういうことが今全国で、しかしこの記事の中で神田知事も、国保の根本問題、国保の構造的課題への対応策がきちんと議論されていないということで、こんなやり方は反対だというふうに述べられておりますが、いずれにいたしましても、他の健康保険に入れない人たちを無条件に加入者とするという制度、しかもその第1条で社会保障制度と保険制度を兼ね備えたものだというをみずから言っております国民健康保険制度が、実際に運営する市町村が財政的な理由で都道府県に移してもこの問題は基本的に解決しない。やっぱり市町村が安心してやれる仕組みをきちんとつくっていただくことこそ、その問題解決の一番根本ではないかと思っておりますが、まずその点について市長はどうお考えになっているか、御答弁いただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

国保の運営につきましては御指摘のとおりでございます。大変厳しい状況が続いておる

わけでございます。この背景といたしましては、高齢化社会における高齢者の増、そして高度医療における医療費の増大というのがその背景にあるかと思えますけれども、私どもといたしましては、今現在の国保の運営につきましては市町村の単位で大きくやっておるわけでございますので、市民の皆様にも少しでも御負担を軽減していきたいと、毎年毎年、法定外の繰り入れという形で国保税の軽減に努めておるわけでございます。昨年は2億1,000万、そしてことしは2億3,000万を法定外、一般会計から繰り入れさせていただいて、国保運営のスムーズ化に努めさせていただいております。平成23年度はどうしていこうかということにつきましても、今、慎重審議をやっておるところでございますけれども、そんな状況の中で国保運営のあり方があるわけでございます。

後期高齢者の医療制度がしばらくいたしますと廃止されるというような状況の中で、平成25年の4月から新しい高齢者医療制度というものも発足してくるわけでございますが、今さまざまな形で社会保障審議会の中で論議されておるわけでございます。これ以上、市町村の、いわゆる地方の負担というものはもう財源がないというような状況にまでなっておるわけでございます。そうした中で国保運営の広域化、あるいは将来に対するあり方ということについては、この審議会の中でしっかりと御審議いただきたい。もうこれ以上、地方に対して税の負担を求めるといったようなことについてはやはり避けていただきたい、そんな思いを強くしているところは議員と同じ考え方でございます。いずれにいたしましても、今後の成り行きを注視していきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 今説明させていただきました資料の反対側の弥富市の国保税と負担割合という方をごらんいただきたいと思いますが、もともと、もっと以前、佐藤博議員が町長をされておった初期には、国民健康保険に対する国の負担はほぼ50%という状態でありましたが、平成12年度当時でも31%弱ありましたが、当時の総医療費は、これはもう介護保険が始まった年で、介護納付金も納めたわけですが、それも含めまして加入者1人当たり16万1,596円と。1人当たり保険税は8万2,385円、負担軽減のための市の独自負担が9,357円で、法律に基づいて国がそれまで補助金やいろんな形で負担しておったものを市町村の財政負担に義務づけたものが5,109円でございます。国保の医療費相当分の、国保で負担する医療費や、それから介護保険などへの納付金、全体の59.9%を当時の弥富町民と行政が負担すると。国の負担は、以前5割近いものであったものが30.6%になっておりましたが、これが22年度には、本来は20年度に値上げをして1人当たり9万5,456円だったものが、結局収入の減によりまして8万7,809円に下がったことと相まって、市の方が1万9,065円負担をして、そして法定負担は12年の倍以上の1万2,554円になって11万9,428円と39.7%。国の負担は27.1%になっておりますが、これは予算でありまして、20年度は23.5%でしたから、もっ

とかなり下がることが見込まれると思うんです。

いずれにしましても、医療費が16万1,596円から20年度決算額で26万4,000円余りというように変わった一番大きい理由は、一つは、以前は国保の加入者は69歳までですね。70歳以上は老人保健制度になっていたものが、だんだん高齢化に伴って医療費がふえる中で、国が負担を減らすために今では74歳までを国保の加入者にする。70になりますと本当に病気にかかる割合が高くなるそうです、急速に。その年代を抱えたことが、この大幅な医療費がふえた最大の原因になっているわけでありましたが、いずれにしましても国は国保に対する負担率を減らせるだけじゃなくて、そういう費用のかかる人たちをどんどん国保に入れて負担させていくという仕組みと両方で、今市長おっしゃったように、これ以上、市民の方もそうですが、行政としても、弥富市は愛知県下の平均に比べると財政力は半分より下の方なんです。全県で上から8番目という負担をして、辛うじてこういう状態を今支えているということでありまして、もともと少子・高齢化対策ということで消費税が導入されたにもかかわらず、この同じ期間に消費税の8割、9割に相当するような大企業や大資産家減税が一方で行われたことがありまして、本当に国民の負担がこういうものに使われないとか、あるいは定率減税を廃止するとき、それは基礎年金の財源に充てて、2分の1の負担を税金でしていくようにするという約束でやったんですが、実際にはまた、その同じ時期に7兆円を超える大法人や株の配当などの減税をやったことなどを通じて、結局そういう国民の負担が社会保障や国民の暮らしや医療に回らないという状態をずうっと続けてきた結果、こういう状態になっております。さきに市長もこの場で、本年度も国に対してきちんとした負担をすること、とりわけ低所得者に向けての軽減措置をきちんと国の責任で進めていただくことをお願いしてきたといって報告をされましたが、いろんな立場や違いはあると思うんですが、住民の命と健康の根幹にかかわるような問題は、根本的には自治体側で一致するのは、必要な財政保障をきちんと国がやれということについては、都道府県知事も市町村長も異論はないと思うんですよね。ここでまず一致をして、国の制度の改正を強く求めていただくことが一つ。

もう一つは、国民年金の事務は従来市町村がやっておったのを、今、国に移しましたよね。そうしたら大幅に収納率が減りました。国は、その収納率を上げるためにということで、市町村がやっておったときには考えられない、今のうちの国民健康保険の医療費の軽減やそういうものよりはるかに高い基準で減免基準を設けましたが、それでも収納率は下がりっ放しですよね。やっぱり本当に国民の命と暮らしの根幹に結びついた問題、国民年金なんかでも今の減免基準で市町村が収納を担当すれば、私は、はるかに高い収納率が保持されたと思うんです。そういうことで、一番国の行政サービスを直接行う基礎自治体、市町村が運営できるようにしていただくための御尽力をいただきたいということ。

もう一つ、ぜひこれは市長や職員の皆さんにも御理解いただきたいんですが、後期高齢者医療制度はいろいろ批判はありますが、最初から必要な金を取ったら、とにかくもう納められん人からも取るわけですから、成り立たんから、最初かなり軽減してやっても今のような国民の批判があったんですが、国保は既に収納率が9割を割り込んだ状態。しかも、弥富市などは国保税に相当する2割近くを市が負担して、なおかつ9割をちょっと超える程度の収納率という状態が今あるんですよ。これを、そういう市町村の負担をなくす、国も金を出さんようにするという形で広域連合だとか県の運営に移したら、本当にお金を払えない人たちが続出する。それから、住民・市民と直接結びついた末端の行政ですから、弥富や海部の多くの市町は、なるべく保険証を使えるようにという努力をずうっと行政と議会や市民の皆さんも一緒になって続けてきたわけですが、ずうたいが大きくなればなるほどこういう問題は官僚的なやり方で進められる。だから、今、愛知県の国民健康保険証を事実上使えなくする、資格証明書の全県発行の7割、8割は名古屋市ですよ。何千という資格証明書を待たせておるわけですが、やはり命と健康の根本にかかわる問題でございますので、しかもそういう形でお金も出さん強制的なやり方でやるというようなことが進めば、その対応は全部市町村と市町村の職員がやることになりますので、本当にそんな形で今厚労省が出しているような方向で事態の解決にもし進んでいくとしたら、自殺が3万人を十数年にわたって超える、それ以外に行き倒れ、行旅死の人が1万人を超えているというような状態の中でこんなことをやったら取り返しのつかない事態になると思いますので、その点でも、ぜひ弥富市の皆さんの命と健康を守る職員が本当に安心して働けるまちにしていくという意味でも、御苦勞はありますが、ぜひ市が運営できるような国の負担制度をきちんと確立するという方向で御尽力いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 個々の問題につきましては、かねてから議員とこの一般質問等においても御質問いただき、その場その場できちっと答弁をさせていただいたわけでございますけれども、市町村が負担する上においては大変厳しくなってきた中で、国の役割負担というものがあります大きいということを市長会等を通じてお願いをしておるわけでございます。菅政権におきましても、強い社会保障というふうにおっしゃっております。しっかりと財源を求めていただきまして、医療・介護・福祉、特に医療という背景には国民皆保険である国保があるわけでございますので、そういった中で国の役割をしっかりと示していただければというふうに思っておるわけでございます。

一方、私どもとしては、国保税では応能・応益という形で個人に御負担をいただいております。応能といたしましては所得であるとか資産、あるいは応益では個人あるいは世帯という形で一定の御負担をいただいております。こういったことにお

きましても、関係市町村、あるいは先進市町の中で弥富市の個人当たりの国保税がどのような形になっているかというものをいま一度精査していかなきゃならないとも思っております。いずれにいたしましても、いろんな局面のことを精査しながら、安定した国保運営ができるような形をお願いをしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 三宮十五郎議員。

12番（三宮十五郎君） 今お手元に配付させていただきましたこの新医療制度の保険料の見込み額の、社会保険への加入者の皆さん1人当たり平均した額ですから、扶養家族も含めた額だと思いますが、収入が段違いのところ、国保と社会保険の負担が額でいうと同じか、今の見通しだけでいくと国保の方が高くなる。しかも、国保の場合、今申し上げましたように条件の悪い農業や中小企業の皆さん、年金暮らしや無職の皆さん、それから他の社会保険に入れない人たちを全部ですから、しかも、さっきも申し上げましたが、要するに他の社会保険は収入を基本にした決め方ですが、国保は頭割りとして収入を基本にした決め方でありますので、実際の負担割合は、例えば25年度の最後で見ますと、1人当たりは15万3,186円ですが、今の国保の加入者が1世帯当たり1.95人ということになっておりますので29万7,700円というような負担になる。だから、他の社会保険の中でも高い方に分類するように1人当たりでもなりますが、実際に収入がない人たちが世帯単位でこれだけの負担をするということがどんなに深刻かというのは、今までこういう負担を限られた財源の中でやってきた市長や市の担当者の人たちはよくわかると思いますが、それだけに本当に国が必要な負担をするということを強く求めていただく。とりわけ市長会や議長会等とも力を合わせて、実際に市町村や市民が受けられないような制度にはならないための努力を強く要望して、次の質問に移らせていただきます。

次の質問は、市の税及び各種保険料、利用料減免の一層の改善についてでございますが、この間、いろいろ議論を進めてまいりまして、健康で文化的な最低生活の保障という立場から、生活保護基準を中心とした実収入に基づいた減免制度が必要だということで、市の過年度分に対する滞納処分につきましては、平均実収入が1.1倍以下の者については強制的な差し押さえだとか取り立てをしないとか、そういう状態が続けば課税がなかったことにするということを決めていただきました。

さらに、国民健康保険につきましては、医療費の自己負担分につきましては、この10月1日から海部津島地方のほとんどの市町と一緒に、前3ヵ月分の収入が生活保護基準の1.15倍以下の一定の条件を満たした人については申請があれば全額免除する、1.3倍までの人については2分の1に減額する、1.4倍までの人については徴収猶予するというふうに決めていただいたり、さらに介護保険につきましては、保険料は、1.1倍以下の人については申請があれば2分の1に軽減する、それから利用料だったか、どちらか反対になっているかもしれ

ませんが、片一方は生活保護基準の1.0倍以下については2分の1に減額するという制度になっていて、前々から、わかりやすく合理的なものにしていただく努力をぜひ強めてほしいということをお願いしてきたんですが、そんないろんな議論の経過があって、全部、無条件に一緒にということは、できることとできないことがあると思うんですが、少なくとももう少しわかりやすい、しかも介護保険料の1.1倍以下という基準でいうと、海部津島の中では一番すぐれた制度だと思うんですが、ところが実際の利用者はほとんどないということで、せっかくの制度が宝の持ちぐされになりますので、特に不安定雇用が広がって深刻な事態になっておりますので、この点ではぜひもっともっと合理的なものに改善していただく、わかりやすいものにしていただく、市民が利用しやすいものにしていただくという点でもう一工夫していただきたいと思いますが、この点は今後どうしていくか、御答弁いただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 今、三宮議員から言われますように、介護、国民健康保険、それから税の滞納処分停止はそれぞれ1.1倍以下だとか、窓口の一部負担自体は1.15以下だとか、いろいろありますので、これは表にしてわかりやすくしたいというふうにまず思いますし、それぞれ例えば介護でありますとケアマネの関係だとかそういうことがありますので、いろんなところでPRをしていきたいと。もう少しわかりやすい表にさせていただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） わかりやすくするということとあわせて、生活保護基準を一つの目安にするということでは大体そういう流れになってきておりますが、生活保護世帯というのは、現金給付がされることと、あわせて保険料や税金、医療費の自己負担も払わなくていいという条件が、一般の収入の低い人に比べると違う仕組みがあるのね。だから、生活保護基準の全額免除と減額を、それぞれ制度によってどの程度にするかということを通じて、一生懸命額に汗して働いている人たちが実際にそれを負担することで、生活保護の人よりも低い収入で生活しなきゃいかんような事態を避けていく。実際に国自身の発表によっても、生活保護を受けなきゃならん実収入の人が、受けている人よりも3倍も4倍も今多くなってきている。それから、特に今の雇用状態が非常に不安定になってきている中でそういう人たちがふえてきて、もともと法律で決められた市町村長が必要と認めたものというところが、なかなかここ数年前までは弥富でも、議論をしても皆さん自身も御理解いただけなかったことが、やっぱり必要だというふうにお認めいただいて制度を発足したわけですから、その点でもう少しわかりやすくするということと同時に、全体として合理的な制度にしていくという努力もいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 副市長。

副市長（大木博雄君） 減免等につきまして簡単に説明をまずさせていただきます。

個人市民税の減免につきましては、弥富市税の減免に関する規則の中で定めておりますが、まずことしの4月からは、第2条の表中の中で前年中の所得が200万円とは別に、地方税法第295条第1項第2号に規定する金額に配偶者控除及び扶養控除の額の合計金額を追加させていただいて、高い方の額を採用できるようにさせていただきました。また、ことしの6月からは、市長が認めるものの内規を定めさせていただき、前3ヵ月における合計収入金額の平均が生活保護法による保護開始基準の100分の110以下で、生活に処分できる財産がないものを規定させていただき、減免割合を所得割額の100分の50とさせていただきました。

また、国民健康保険税の減免につきましては、規則の第3条の別表に定めておりますけれども、当初、前年の所得が33万円以下で、前3ヵ月の平均月収が生活保護基準以下であったものを、ことしの9月から前年の所得条件を外し、前3ヵ月における合計収入金額の平均が生活保護法による保護開始基準の100分の110以下で、生活費に処分できる財産がないものとし、所得割額の減免も追加し、所得割額、均等割額、平等割額の100分の50を減免割合とさせていただきます。

介護保険料の減免につきましては、介護保険規則26条の別表で定めておりますが、市長が必要と認めるもの、必要と認められた額については、昨年4月から、前3ヵ月における合計収入金額の平均が生活保護法による保護開始基準の100分の110未満と改定させていただき、さらに4号、5号も追加とし、減免割合を10分の5とさせていただきました。

ここで、生活保護を受けてみえる方の国民健康保険及び介護保険について少し触れさせていただきますと、医療に関しましては、国民健康保険からは生活保護の方は離脱をしていただいております。したがって、生活保護の方から医療費扶助で対応をさせていただいております。また、介護保険につきましては、御承知のように介護保険料相当分を生活保護の中に算入し、支給をさせていただいております。医療については国民健康保険とは別に対応させていただいておりますし、介護保険については生活保護費から保険料を負担していることになっております。先ほどお話がございましたように、国保の医療窓口での一部負担金につきましては、生活保護基準の100分の115以下で免除としており、これは後期高齢者医療にあわせたものでございます。窓口での医療費の一部負担については免除をしておりますが、国民健康保険につきましては、100分の110以下の方につきましては所得割、平等割、均等割の100分の50の負担をしていただいておりますので、保険税をいただいた上での一部負担金の免除ということになりますので、他の被保険者への影響は少ないということになります。また、介護保険につきましては、生活保護受給者の保険料は、先ほど言いましたように生活保護費で負担しておりますし、利用料につきましても同様に生活保護費から負担をしており、

介護保険の他の被保険者には影響を与えないようになっております。したがって、国保、介護保険につきましては、生活保護の受給を受けずに、生活保護基準以下であるからということで全額免除ということにつきましては、保険料を負担せずに給付のみが行われることとなりますので、他の被保険者に余分な負担をさせることとなりますし、それぞれの保険会計に大きな影響を及ぼしますので適当ではないと考えております。しかしながら、市民税につきましては、特別会計のように特定の被保険者が特定の給付のために負担をするというものではございませんので、生活保護基準以下の方、いわゆる生活保護法に基づく第6条第2項の要保護者につきましては、市民税の免除については前向きに検討していきたいと考えておりますので、ひとつよろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 国民健康保険法、それから市の条例もそうですが、国民健康保険については、保険税の方も、それから医療費の窓口負担の方も、もともとの法律では減額も免除もできると。これは、国民皆保険制度で他の社会保険に入れられない人たちをすべて無条件に受け入れる制度として発足した経緯からそういう制度にもともとなっていて、たしかこの弥富の議会で最初に取り上げたのは、沖縄の行政不服審査をやった結果なんかを使って尼崎や全国でこの制度の活用が広がったときに、減免することができるという本来の法の規定、それから条例の規定に沿って必要な改善をという議論をしたんですが、その当時は減額という形になって、一步前進ということではあったんですが、もともと法の趣旨に沿った対応ということで言いますと、税も含めて健康で文化的な最低生活の保障という立場から言うと、これは減額や免除がもともとの国民健康保険法やそういうものでも定められているやつでありますので、もう一度その辺についてはきちんと法の趣旨に沿うことと、それから今の本当に生活保護基準を下回る人たちが少なくない状態の中で、そういう人たちの命や健康を守る上で本来の法の趣旨に沿っていくという二つの面から、さらに分析や御検討もいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 大木副市長。

副市長（大木博雄君） 先ほどもお話しさせていただきましたように、市民税につきましては特定の方のための負担ということではありませんので、生活保護法の適用を受けているかいないかにかかわらず、生活保護法の第6条第2項には、要保護者というのは、受けているか受けていないかにかかわらず、そういった養護を必要とする方ということに規定されておりますので、市民税の免除については前向きに検討する必要があるかというふうに思います。ただ、先ほど申し上げましたように、国民健康保険と介護保険につきましては、それぞれいただいた保険の中で運営しているということは周知のとおりでございます。生活保護を受給されてみえる方につきましては、それぞれ保護費の方から対応しているということで、保

険会計には影響を与えないというものでございます。先ほども説明しましたように、100分の100以下、いわゆる生活保護受給者でなくても、一応100分の110だとか100分の115で一部負担金を免除したり、あるいは所得割とか平等割、均等割等についても半額にするとか、保険料についても、それぞれ2、3、4、5号の方については半額にするとかいう対応をしております。先ほど三宮議員も質問されておりましたけれども、国保会計について大変な時期だということは十分私どももわかっておりますし、議員もおわかりだと思いますので、全く負担せずに、負担すべきものをゼロにして給付だけ下さいというのはやはりどうかと思いますし、どうしても生活保護を受けたくないという方もあるかと思っておりますけれども、生活保護を受給していただければ、そういったことについては生活保護費の方から対応させていただくということになっておりますので、特別会計ということもございまして、こんなふうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 繰り返しになりますから、この点の質問はこれで終わりますが、一つ、まず国保について言うと、一般会計から相当多額の負担をしておるといふ事実もありますし、もともと国民健康保険制度が社会保障と保険制度を兼ねたものだということも国民健康保険法の第1条で定めてあることからいっても、あるいは今全国的に実施されておる中身からいっても、今副市長が言ったような理論でこの問題の解決は私はできないと考えておりますので、一度よく法の趣旨に沿った検討もしていただくことを要望して、この質問は終わります。

あわせて、保育料の問題で少しお尋ねをしたいんですが、弥富市が保育料を本当に安い状態に据え置いて子育て世代を支援しているということは、今お配りさせていただいた表にもありますが、その中に挟んでありますパート収入のみ、住民税、所得税などはどのくらいという、これは、市がパートの人たちの税金や、扶養家族になるかどうかという説明をするために税務課の窓口においてある資料でございますが、これを見ると、これは単身で、以前はあんまりそういう雇用状況はなかったと思いますが、今は、パート、アルバイト、それから非正規で社会保険の適用を受けない雇用者がいっぱいおるといふ状況の中で、実際に課税と非課税、それから住民税の課税と所得税の課税がどんな程度の差しかないかということも理解する一助になると思ひますので、ちょっと見ていただきたいと思ひますが、本人が住民税も所得税も非課税は、勤労者の場合、年収93万円までですよ。94万円から100万円までは均等割のみがかかって、101万円から103万円までは市・県民税の所得割が幾らかかかると。非課税と、それからこの103万の均等割がかかる、所得税のかからない人との差は11%ですよ。それから、104万円から所得税がかかるわけですから、所得税がかかる人と非課税の人との差は12%あるだけで、いずれも単身でアパートに住んでおる場合は、生活保護よりもはるかに低

い人たちに均等割課税、それから所得税の課税までであるという状態の人たちがおるといことが一つ。

もう一つは、弥富市児童福祉法施行細則要点で平成20年4月に改正されたものの一番後ろに、均等割のみの課税と、それから所得割のみの課税の人が合わせて99人、その上の生活保護と非課税の人が53人で5.2%、それから少し所得税がかかっておる人が、1万9,000円ですからそんなに多くもないと思いますが、101人あって、この人たちを合わせて弥富市の保育所に来ている人たちの所得状況が、25%を超える人たちが生活保護か、あんまり変わらんぐらいの収入しかない。ほかの収入があれば別ですが、もしこれだけの収入だったら、そういう状態で子育てをしておるとい状況からいいますと、随分努力していただいて、低所得者の保育料については配慮もいただいたわけではありますが、もう一工夫、今後保育料を改定するときに御検討いただく必要があるんじゃないかということと、それから延長保育料等についても検討に入るといようなお話であります。こうした人たちに過大な負担とならないような仕組みも含めて御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

保育料につきましては、統廃合、管理運営コスト縮減を図ってまいりましたが、14年間据え置きのため財政を圧迫している状況でございます。それで、保育料の改定につきましては検討せざるを得ない状況が来ていると思いますので、今、三宮議員が言われましたことにつきまして、改定するときにはそのあたりも十分総合的に検討してまいりまして改定したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） 時間がどんどん押してきましたので質問を急ぎますが、一つは、介護認定を受けていて障害者手帳を持っていない人が、この間の私の質問から見ましても、まず重度に相当すると思われる人で重度の手帳を持っていない人が、市側の回答から見ると少なくとも168人はいるとか、それから障害者手帳を持っていなくて、中・軽度の障害者の税金控除認定を受けた人が243人あって、こういう人たちが障害者としてのサービスをきちんと受けられるようにするためにも、市としては市内の医師会等の協力もいただいてというふうにお話がありましたが、実際問題としてなかなかこれが、今、ドクター不足やそういうこともあって解決することが困難だったり、それから弥富市の五十数名おるうちの、60人弱だったと思うんですが、50名は海南病院と、それから外来診療をやらない十四山の老人関係の病院のドクターたちだということを考えると、あるいは従来もそうですが、寝たきりの人たちのところへ訪問して、障害者手帳の診断書を書いてくださるなんていうのは、多分お亡くなりになった下村先生以外にはだれもいなかったと思うんですが、もうそういう人も弥富

にはいないという状態を考えると、ぜひ、一つは当然国のサービスも受けられますので、そういう診断書を書いていただくような御協力を引き続いてお願いしていただくこととあわせて、市や県の一定の重度・中度の障害者サービスが、例えば自動車税の減免だとか、それからタクシーだとか、県や市町村が出しておる障害者手当だとかは、介護認定をして、市が障害者控除の証明を出すような人たちについては、県や市の制度の中でできるものについては入れていくことも含めて検討しないと、大変な人たちがますますこういうサービスから除外されていくような状態がずうっと長く続いていくと思いますし、もともと税法上、国も市町村長の決定で認めたら、国の制度も県の制度も市町村の制度も、こういう介護認定を受けて市町村が決定した人については、身体障害に相当するサービスを認めるような方向で御検討いただければ、ただでさえドクター不足、市町村の事務が大変な状態の中で、そういう二重、三重手間じゃないこともできると思いますので、そういう点でも税法上の控除が市町村長の決定で認められれば、ほかの障害者サービスも市町村長の決定で認められる仕組みに、国や県に対して制度の改善を求めていっていただきたいというふうに思いますが、この点についてお尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） 前野福祉課長。

福祉課長（前野幸代君） 御質問にお答えさせていただきます。

手帳がなくても、介護を受けている方に市の支援を受けられないかという御質問でございますが、身体障害者福祉法によります福祉の措置でございますが、法で定める一定以上の障害をお持ちの方に対して行われております。その方々それぞれに措置を行うに当たりましては、その都度、障害程度の認定を行うことは煩雑でございます。また、迅速を欠くことにもなります。そこで、あらかじめ障害程度を認定し、法に該当する障害がある旨の証票といたしまして手帳を交付することとしており、身体障害者福祉法による福祉の措置は、この手帳の所持を前提として行うことになっております。

また、議員がおっしゃいます県の手当につきましては、弥富市だけではございません、県下の市町村すべてにかかわることでございます。手帳なり診断書による判断基準がないということは混乱を来すこととなります。また、不公平が生じることにもなりますので、手帳の等級で判断するべきであり、障害者に該当すると考えられる場合には診断書を早く書いていただくよう、かかりつけ医のお医者様をお願いをしていただきたいというふうに考えております。

また、市の支援につきましても、同様に手帳の等級で判断をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 三宮議員。

12番（三宮十五郎君） かかりつけと言われますが、かかりつけの医師で証明書を書ける

医師にかかっている人はごくわずかですよね。そんなこともあったり、それからドクターたちがめっちゃくちゃ忙しいということもあって、本当に弥富でも、さっきも申し上げましたように、重度の障害に税法上で該当するといって市が新たに証明書を出した人が168人もいます。重度の手帳を持っておいたら請求してきませんからね。持っておる人には出していないわけですから。それから、中・軽度の障害の人が介護保険の受給者の人たちの間に243人もいます。介護保険が平成12年に始まって、この間ずうっと行政もこういう人がおるということはわかっておって、私たちも繰り返し医療機関にも何とかということをお願いしてきたんですが、全然前に進まない。ますます格差が広がるばかりでありますので、これは市民の権利を守るという立場で、今、市としてできる、市だけでできなければ、法律であれば国の法律を変えていただければいいし、県の制度であれば県の制度を変えていただければいいわけでありますので、こういう他人の介護を受けなければ生活できないような人たちが不利益をこうむらないようにする手だてを今後お考えいただきたいと思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 三宮議員にお答え申し上げます。

身体障害者用の手帳の申請の診断書が思うようにならないじゃないかという御質問でございますが、私どもといたしましては、海部医師会、あるいは海南病院の事務局等々にその実際をお尋ねしておるわけでございますけれども、海部医師会の方における判断は、1回や2回の診断ではなかなか正しく理解できない部分もあるということでございますので、もう少し精査をしていかなきゃいかんという御返事でございます。また、海南病院等におきましての御意見といたしましては、少しそういった形に対する診断書がおくれていることは事実として認めざるを得ないという部分もあると。しかし、これは通常の業務の中で改善をしていきたいということでございます。私どもといたしましては、そのような方がお見えになりましたら、直接やはり窓口で御相談いただきたいというふうにも思いますので、ぜひ私どもの福祉、あるいは介護といったようなところについて御相談いただいて、我々としても一定の努力をさせていただかなきゃならないというふうにも思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

また、重度の障害者の問題につきましての、平成20年から改正になりました60歳以上の新たな障害者の問題につきましては、来年1月に開催されます西尾張ブロックの市長会でこの問題を取り上げさせていただき、市長会の中で要望させていただきたいと思っております。これは、先回の9月の議会における私の答弁といたしましても、そのような話をさせていただいておりますので、来年の1月、市長会に提案させていただくことにしております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 暫時休憩をします。再開は1時といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

議長（伊藤正信君） では、休憩を閉じ、休憩前に引き続きまして会議を行います。

次に渡邊昶議員、お願いします。

13番（渡邊 昶君） 13番 渡邊昶でございます。

まず最初に、きょう開会されました10時の時間に私ちょっとおくれまして、本当に申しわけございませんでした。お許し願いたいと思います。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。質問というよりも、市長と一緒にしてお話ができたらというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

私は今回、件名では1件でございます。1期4年の総括と、次期、市民の負託を受けた場合の展望、見通しについてという題でお尋ねをさせていただきます。

最初に、市長は民間出身であったが、民間と行政との違いについて何が一番違っておったんだろうということが尋ねたいわけでございます。

月日のたつのは非常に速いもので、服部市長が市長に就任され、はや4年が過ぎようとしております。4年前に時をタイムスリップして当時のことを思うと、ちょうど今ごろは大変厳しい中で選挙の準備をしていたときでした。そのとき市民の多くの皆さんからは、民間上がりで行政経験、政治経験もない人と言われっ放しで、わけのわからない激励を受けていた毎日でした。そうした厳しい中で選挙戦を経て、市長は市民の支持を得られました。就任当初は大変苦労されたと思います。選挙戦で市民の皆さんに約束されてきた「市民の声で新しい市政を。そして、民間企業から学ぶ厳しさを行政運営に生かす」という文言を前面に出して市民と対話を持ち、当時を進めてきたわけでございます。実現に向けて着々と努力をしてこられましたと私は思います。そこで、最初にお尋ねすることは、民間と行政の違いについて何が違っていたとお考えになるか、お尋ねします。市長自身が思われました現実を屈託なくお話しただければ幸いかと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員の御質問にお答え申し上げます。

民間と行政の違いとなりますと、民間企業にもいろいろと種類がございまして、そういった中で比較をするということについては大変難しい問題もありますし、それが正しい私自身の答弁になるかということに対しては責任を持たなきゃなりませんので、その辺のところについては、私が身を置いた流通業での一つの体験という形で民間と行政のお話をさせていた

だきたいと思うわけでございます。

企業というのは、自分のところが取り扱う商品、あるいは物、あるいはサービスということに対して、その社会的な責任を担うということが非常に重要でございます。そうした形に対してそれぞれの企業の責任というものがあるわけでございますけれども、一方では、企業としては、あすのために、将来のためにその企業が生き残っていかなくちゃならない。熾烈な競争に勝っていかなくちゃならないというのがあるわけでございます。その生き残る、競争に勝つということにおいては、企業が一体となって、その業務の改善・改革に努めていかなくちゃならん。そして、みずからの企業の持てるシステムを構築して、強い企業というものをつくり上げていかなくちゃならないということは言うまでもないというふうに思っております。私も、体験の中でそのようなことを経験してきたわけでございます。要するに、しっかりとした将来に対する企業というものを、世間の方から認めていただける社会的責任と同時に、企業の責任を果たしていける集団としてありたいと思うわけでございます。

一方、行政というのは、渡邊議員も御承知のとおりでございます、さまざまな形で改正されるさまざまな制度についてしっかりとした理解をし、そしてそれを窓口、市民・住民の皆様の間違いないように進めていかなくちゃならない。そういった根本的な行政の仕事としての役割があるわけでございます。民間企業と違うのは、数字を追い求めるという中では仕事の性格を異にするわけでございます。しかし、過去からの慣習だとかならわしが、えてしてその仕事を進める上において、時々硬直化する問題に職員もぶち当たるのではないかなあと思うわけでございますが、さまざまな行政サービスを中心とした業務の中で、我々としては本当に市民のためにというものを理解しながらやっていかなくちゃならん行政の仕事としてあるわけでございますけれども、それぞれ職員の中にも主査から主幹、あるいは課長補佐というような形で組織上の段階的なものがありまして、そういったことが行政の中で少し風通しが悪いというか、さまざまな意見が私どもの方に聞こえてくるにはかなりの時間がかかるわけでございます。

そういったことに対して、私は一定の組織改革をこの4年の中でさせていただいているところでございます。いわゆるチームリーダー制をしきまして、もっと意思決定を早めていこうという形で組織改革をしているわけでございます。そうした中では少し行政と民間とは違うかなあというふうに思っております。根本的に民間と行政とは仕事の内容が違うわけでございますので比較することはできませんけれども、仕事に向き合う姿勢ということについては、私は、同じでなくちゃならないし、同じであろうというふうに思っております。そんなことを理解しながら、この4年間、務めさせていただいているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） ただいま市長にお話しいただきました。本当によくわかる話で、世間で行政行政といろいろ言われますが、単純に考えて、世間で往々にして言われることは、市長が今言われたように、どうしても過去の流れ、慣例、それから前例に沿って仕事を進めないかん課もごさいます。そういう仕事もごさいます。そしてなおかつ、新しく芽を吹いて事を進めないかん場合も出てきます。そして、往々にしてすぐ言われることは、慣例・前例を踏襲するということが言われるということと、絶えず言われておることは、行政は縦につながっておるんだと。縦割りであるということが言われるわけです。そして、どうしても失敗を恐れるがために前例・慣例を重視するということが出てくるわけでごさいます。そして、進めるに当たっては欠点を見つけること、これが非常にわかってはわかりにくい問題。そして、事の責任のありかがどうしても不透明になりかねん場合でごさいます。これは何が原因かということ、野球のチームでいったら、チームリーダーの考えがぐらついた場合は、どうしても下で仕事をし、汗をかく人間がふらつく場合が出てくる。だから、しっかりとしたリーダーシップを持つということ。

そして、民間については、先ほど市長が言われたように「時は金なり」です。1分幾らです。利益を追求します。だから、まるっきり1対1で比べることはできませんが、絶えず改善・改革を考えた場合、無駄を見つけるということ。これは、全員がそれに対応しておるということじゃなく、一つの組織の中で考える人、仕事をする人、汗をかく人、いろいろ分類が分かれていくわけですが、絶えずそういうような問題についても十分協議し、そして今言われたように必ずチームをつくって、縦横につながって、そしてなおかつ、いち早く正しい情報を伝えるという内容を持ち合わせておるというふうに思います。

決して行政が悪いとか民間がいいということではございません。行政においても民間においても、ともに長所はあります。だから、市長が言われておるように、以前スタートのときに、私は持っておりましたもんできょう持ってきたんですが、民間企業は非常に厳しいと。そこから学ぶ行政運営には生かされるものは生かしたいんだということを市民の皆さんに読んでいただいた当時のリーフレットでごさいます。民間から学ぶ厳しさを行政運営に生かすことも大切です。いろいろありますが、一層厳しくなる社会情勢の中、市長自身が情報を公開し、市民との対話を大切に、まず約束を守る市政をつくり、そしてそのためにはいろんな計画でごさいます。計画をつくる段階においてはいろいろ考えます。だから、どうしても臆病になります。だが、これでいきましょうと決めてときには、実行の段階では自信を持って大胆に進めることのできるように努力をして進めていただきたいというふうに私は思いますが、市長、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員の御指摘のとおりでごさいまして、職員の行動に対しては、特に

特別職と言われる者のリーダーシップがやはり欠くことはできません。そうした中で一致団結しながら仕事に当たるということは、まさに大切なことだというふうに思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、市長からも、一生懸命前に向けてみんなが一つになってチームづくりをし、そして市民のために進めるという心意気で、よくわかりますので、どうかひとつ努力してやっていただきたいと思います。民間との違いでかちっと表面に出せるものではございませんが、民間と行政というのは多少違いがあるが、究極行き着くところ、ゴールは一緒だと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

次に、私が思うに、市長は1期4年というのが区切りでございます。内容は、一年一年、最初の1年、次の2年、3年、そして最後の4年で一つの大きな区切りがしかれるわけでございます。各年に区切って計画を進めてくるわけでございますが、これは何かというと予算でございます。各年を思って、これで市長は1期4年を終わられることになりましたが、どのようなものだったか、どのように感じられたか、ひとつお願いします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 私は、平成19年2月に市民の皆様から負託をいただき、現在の仕事をさせていただいておるわけございまして、今、約4年間を振り返る中においては、本当にあっという間に過ぎ去っていく、そんな思いでございます。本当に時間のたつのは速いなあと思うのが実感ございまして、そのときに私なりに次のような基本的な姿勢というものを持ちながら、あるいは基本的な政策を持ちながら、私は4年前に皆様の前でお話をさせていただいたわけでございます。それは、基本的な姿勢といたしましては、市民の皆様と一緒にあって、協働の精神でまちづくりをしていこうというふうに思っていること。そして、合併直後ということもございました。そういうような状況の中で公平で透明な市政の実現を図っていきたいというようなことも、皆様の前に訴えさせていただきました。そして、重要なのは税の無駄遣い、税の節約、税の有効利用というお話をさせていただいたわけでございます。また、先ほども少し言いましたけれども、職員に対しても市役所とはという形で問いかけ、市民の皆様にとって役に立つところでなければならないという中での職員の意識改革をずうっとしてきたつもりでございます。そうした中において基本的な姿勢、あるいは基本的なさまざまな政策において一定の成果を上げることができたということを自負しているところでございます。まだまだ課題は山積しておりますし、まだまだ弥富市のまちづくりにおいては、議員の皆様、そして住民の皆様と一緒にやっていかなきゃならないということを強く思っているところでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 1期4年ですね。本当に早いものだと思います。今市長が言われたように、一年一年区切って事を進める、そして全体で総括するということになりますが、行政には終わりはありません。必ず続いて事は運ばれておること。市長の1年目というのは、前任者の進めてこられた施策を引き継いで最初の1年、そして最初はよく見るということから始まったと思います。それを畑に例えて物を言えば、畑を最初の1年でよく見ると。そして2年目には、その畑にどのような種をまくか。そして3年目には、そこに手を入れて、たとえ間違え、失敗があっても、黙って見ることができる方というふうに思います。そして、1期4年の最後の4年目になりますが、その畑でどのようなものをつくり上げるかだと私は思います。それは、次につながるステップにもなるわけでございます。私の例えが幼稚かもわかりませんが、皆さん方にはよくわかっていただけたと思います。そのように実際行政の流れというのは絶えずエンドレスであると、ボーダーラインはないんだということ、それから非常にグローバル化しておるこの社会の中、一層情報をキャッチする必要があるというふうにも思います。私の1期4年の1年、2年、3年の例えが本当に幼稚園のような幼稚な例えでございますが、私はそのように考えるが、市長自身どのように思われるか、再度お願いします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

私は、来年1月23日施行されます弥富市長選挙に再度立候補させていただき予定をしております。そういう状況の中で、私は将来に対して弥富市のまちづくり、あるいはさまざまな都市整備基盤ということも進めていかなきゃいけない。あるいは、人づくりも頑張ってやっていかなきゃいかん。次の時代を担う児童・生徒をしっかりと育てていこうという中で、人づくりを考えていかなきゃいかん。あるいは、我々行政あるいは政治というものは、将来に対して夢を市民の皆様と与えていかなきゃならない、そんな思いもあるわけでございます。そうした状況の中で地方分権、地域主権が問われる今日でございます。さらなる弥富市の力強い、元気な、安心・安全なまちづくりという中で夢を持ちながら、まちづくりを皆さんと一緒にやっていきたい、そんな思いでございますので、先ほど言われました渡邊議員の、いわば物をつくるという一つの順序の例えというのは、まさにそのとおりでございます。それも、問題一つ一つがやはり内容の深いものでございまして、皆さんのお力添えがなければ我々が単独でできるものではありません。いろんな方から御意見をいただきながら成果が出るようにしていきたい、そんな思いでございます。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） よくわかりました。

それで、最後3問目になりますが、今言われたように1月23日に審判を受けるということ。

前回の6月議会でも出馬表明をされております。それで、2期目に対して今少し触れられましたが、どのような考え方でこの弥富市政を引っ張って進めていこうと考えてみえるのか、聞かせていただきたいと思うわけでございます。

それで、先日市長は、市内を3カ所に分けて市政報告会を開催されてきましたが、私は十四山地区で出席をさせていただき、話を聞きました。出席した市民の皆さんは、なかなか会うこともできんときもあるけど、きょうは直接目の前でお会いできる。そして、ライブで話が聞くことができた。非常によかったという声が本当に数多く聞かれました。それで、話の内容は、子育て、医療、介護、福祉、学校教育、生涯教育、土木、今進めておる下水、そして農業と幅広くお話をいただきました。本当に市民の皆さんは、ああ、きょうは来てよかったなあという声が多く聞かれました。だが、当日全員が出席できたわけじゃあございません。きょうはこのような形でお話をさせていただいておりますので、当日出席することのできなかった方も多分見てくれるだろうというふうに思いますので、2期目をどう進めていこうと思ってみえるのか、骨子だけでもよろしいですので、お話が聞けたらお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 渡邊議員にお答え申し上げます。

私どもは、平成18年4月1日に旧町村が合併した新市として弥富市が誕生したわけでございます。そして、平成21年から向こう10年のまちづくりをどのようにという中で第1次弥富市総合計画を発表させていただき、そして並行的に都市計画マスタープランというものを定めさせていただきました。

この計画は、合併時の旧町村の新市基本計画に基づき、その後、市民憲章であるとか、新しい市民のニーズはどこにあるのか、あるいは現在の経済状況はどうなんだということをかんがみ、策定させていただいたものでございます。この計画はまだまだスタートしたばかりでございます。そういった意味において次の4年間とか、あるいは向こう10年という形においては大変重要な時期であるわけでございます。しっかりとしたまちづくりを皆さんとともにしていかなきゃならない、そんな思いでございます。

そうした中で基本的な政策といたしましては、今よく言われるわけでございますけれども、さらなる行財政改革を進めていかなきゃならない。これは、今、行革プランという形で、私ども職員が一丸となって会議を進めながら行財政改革を進めているところでございます。そういったことに対しても、議員の皆様にもまた御報告申し上げ、お諮りするときがあると思っております。

二つ目は、合併して5年目でございます。丸5年がたちます。さらなる旧町村の一体感というものを醸成していきたい。そして、市民との協働のまちづくりをさらに進めていきたいと思っております。しかし、大変財政は厳しい状況でありますので、これはすべて行政がや

ってくれるだろうという意識から少しお考え方を改めていただき、自助・共助の精神で一緒になってまちづくりをしていこうという気持ちで私どももおりますので、どうぞ御協力をいただきたい、そんな基本的な考え方を持っておるわけでございます。

また、市民の負託、行政サービスということは大変たくさんあるわけでございますが、その一つ一つを実行するためには、しっかりとした財源を確保することが言うまでもないわけでございます。そうした中で西部臨海工業地帯を中心とするいわゆる企業誘致、あるいは都市計画における土地の有効利用というものをかんがみながら、さらに自主財源の確保に努め、市民の負託にこたえていきたいというふうに思うところでございます。大変厳しい経済状況、あるいは雇用情勢ではあるわけでございますが、ある意味では地方の役割をしっかりと果たせる弥富市でありたい、そんな思いでこれからもかじ取りをさせていただきたいと思っております。また、さまざまな施策につきましては、今までやり残していること、あるいはこれからやっていかなきゃならないことをきちっと精査し、計画的に進めていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 2期目に対して本当に厳しくなる状況を、我々も市民もみんなが協力し、理解をして、弥富が本当に明るい、いいまちになるように努力する必要があるということと、市長が今話をされました内容で、行政改革だとか、一番もとになるのは市民の仕事で、責任が即一人一人にかかるんじゃないんですが、間違いなく歳入の問題、それによって歳出が出てくるわけでございます。税です。税については、絶対的責任が行政側の首長である市長に大きくかかってくるわけでございます。市民の1人ずつは、税をどうするかということは考えてはおりません。ただ、行財政を支える全体の奉仕者である責任者は市長になりますので、十分英知を集めて、市民に本当に大きな夢が見ていただけるように努力していただきたいと私は思います。

そこで、ピンポイントで一つお話ししますが、市民の皆さんが一番聞きたいことは、次の4年をどのような形で導くか、これは今お話をいただきました。特に弥富は1次産業、2次産業、3次産業と、いろいろ産業がありますが、大きく地面で占めるのは1次産業の中の農業です。前回、私は農業の現状について尋ねましたが、そこで市長とお互いに共有し、理解ができたことは、本当に厳しい、農業は大変であるということで、時間がなく、終わってしまっております。そうこうしておる中で降ってわいてきたような問題、これは今、口先だけでいろいろ言っておるのが環太平洋経済連携協定でございます。先日までの国会では表面には出ていません。だが、水面下ではいろいろと頭を出してきております。この後でほかの議員の皆さん方もその質問があるようですが、この協定で一番問題が出るのは1次産業である、その中の農業であると言っても過言ではないと思います。農業は大変である。生産能力を失

いつつある。崩壊の危機に瀕している。農業に対し、これからはもう面の事業、施設の事業だけに予算を費やしていてもだめだということで、民主党政権にかわってから、その政策にプラスして政策変更し、所得補償制度を創設し、実施をしました。だが、それだけでは賄うことができない異常気象による品質の低下、それについて価格の下落、輪をかけたように加わった環太平洋経済連携協定問題、一層厳しさを増すわけでございます。

市には全体で3,800町歩の農地がございます。その中で1,645ヘクタールが調整区域に指定された農用地であります。市の農業を国の施策のとおり守っていくには、今まで以上の施策が必要になってくるように思われます。次年度以降に対し市独自の施策を加えるか、市長の最善の努力を期待したいということ、農業をしておる農業者の方々が私に話されるわけでございますが、農業問題、この協定を含んで非常に厳しくなってくる。今現在は市の方で農業の振興ということいろいろ御手配をいただいておりますが、これだけでいいか悪いかは今後の問題になると思っておりますが、独自の施策を加え、考えることがあるかどうかということもありますけど、市長の最善の指導力を期待するわけでございますが、いかがでしょうか、お尋ねします。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員の質問の中にはちょっとございませませんが、さらに次の質問者のところで農政、耕作の関係で議会はそのように受けとめております。それで、市長、簡潔にその要点を、今の質問にお答えをください。

市長（服部彰文君） 渡邊議員から農業行政についてのお話でございますけれども、大変厳しい状況であることは言うまでもありません。そうした中で弥富市としても弥富市の農地を守っていく、あるいは農業従事者を守っていくという形で、さまざまな市単独の補助事業を進めさせていただいているところでございます。例えば国の方から減反に対する奨励というものが進んでおるわけでございますけれども、その奨励に対しては10アール当たり3,000円、そしてその減反に対する転作奨励に対して7,000円の一定の補助させていただいております。大変厳しい状況の中でこの制度につきましては次年度も継続していきたいというふうに、財政厳しいときではありますけれども、思っておるところでございます。

もう一つは、土地改良事業という形の中での経常賦課金、土地改良区に対する経常賦課金が大変大きな農業者の負担になってきているというふうに思っているところでございます。そうした中で、用水・排水の賦課金について、私は一定の方法を改善すべきだろうと思っております。用水に対しては基本的には受益者負担ということで、水田の米づくりでパイプライン等々で水を利用するわけでございますので、受益者負担という形をお願いをしていきたいわけでございますけれども、排水に対してはさまざまな形で、生活雑排水も含めてあるわけでございます。これは最初は一定の比率でございまして、排水賦課金ということに対して、少し農家の方の軽減策を考えられないかということ、今検討しておる

ところでございます。ぜひこれも、20%なり25%というような枠の中で排水賦課金の軽減ということを考えていきたいと思っております。

TPPの問題につきましては、先ほど話をさせていただいたところでございますが、大変厳しい状況ではあると思っておりますけれども、今、国と国、あるいは多国間との経済連携を深めていこうということは国際的な潮流でございます。例えば日本を取り巻くところのASEAN、ASEAN+3という中国・韓国・日本という連携の枠組み、あるいはつい先日も行われましたAPEC、すなわちそういった状況の中での国際協定間、国際連携というものはもう大きな世界の潮流であるということも、大きな流れとしては理解をしていかなきゃならんというふうに思っております。これからさまざまな形で、この問題について農業再生会議が国の方で行われると思っております。農業を守るという観点で私たちは注視をしていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 渡邊議員。

13番（渡邊 昶君） 今、議長から御指導いただきましたが、私は、次期の2期目をどうするんだという、1款から10款までの内容の中の一部をピンポイントで攻めただけでございますので、お許しを願いたいと思っております。

今一番厳しいのは本当に農業だと思うんです。私どものこの弥富市は、農用地という地目のつく面積は3,800町歩ある。その中で1,600余が指定を受けておる農地になります。この問題はさておいて、最後になりますが、市長は、これから2期目も引き続き市民の負託を受けて市政を担当していただきたいと私は思うと同時に、1期目と違って2期目は、1期目の4年目が残っておりますので、それに引き続いて即、市長自身が市政に入り込むことができる。だからこそお持ちになる政策で強力なリーダーシップを発揮し、弥富市を引っ張っていただきたいというふうに願うわけでございます。どうかひとつ、もうこの議会が終わるとすぐ市長自身は選挙になるもんで大変だと思います。市民の皆さんに理解をしていただいて、是が非でも次の2期目に対応できるように頑張ってくださいということをお願いし、私は質問を終わります。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 次に炭竈ふく代議員、お願いします。

2番（炭竈ふく代君） 2番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、市の主要施策の進捗と今後の方向性について質問をいたします。

平成18年の合併から5年、また市長も1期4年を経て、さきの議会において次期出馬の決意を述べられました。基盤整備事業を中心とする快適で安全・安心な弥富づくりとしてのさまざまな大綱もお示しくございました。そこで、平成21年度から向こう10年間の計画期間でございます弥富市総合計画、また都市計画マスタープランより私もこれまで何度か質問をし、要望させていただきました施策の中で、再度、現進捗状況及び今後の方向性についてお伺い

をいたします。

1点目に、平成22年までの計画といたしまして、小・中学校の耐震補強工事もすべて終え、次いで今後さらなる安心・安全な学校生活や教育活動の場として、施設面、環境面での整備も重要になってくるかと思えます。今回、一般会計の教育費に桜小学校、弥生小学校、十四山中学校などで落下防止のためのベランダの修繕等に補正が組まれました。こうした緊急性に伴う対応や、そのほか弥富市の小学校・中学校等において学校施設整備や環境整備、また大規模修繕など、今後の小・中学校に対しましての取り組み、また計画についてお聞かせを願います。

議長（伊藤正信君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） 小・中学校の施設整備についてお答えをいたします。

小・中学校の校舎や体育館につきましては、児童・生徒がより安全で安心な学校環境の整備を図るために、この4年余り精力的に耐震補強工事を進めてまいりました。国の補助を受けまして、おかげをもちまして本年9月末をもってすべての学校が耐震化率100%となったところでございます。今後につきましては、さらなる地震対策としまして、校舎窓ガラスの飛散防止フィルムの施工も来年度から計画的に実施する予定でございます。なお、現在児童数1,000人を超える大規模校でございます桜小学校の分離校としての（仮称）第2桜小学校の建設も、来年度から着手していく予定でございます。そのほかの小・中学校につきましては、弥富中学校を除きまして昭和50年前後に建設をいたしました校舎や体育館が多くございまして、築35年余りを経過しております。老朽化も進んでおりますので、財政当局との調整を図りながら、施設整備を計画的に取り組んでいきたいと考えております。また、子供たちに生きる力をはぐくむことを理念とする新学習指導要領全面実施に伴いまして、中学校におきましては平成24年度から武道が必修科目となります。現在、武道場のない十四山中学校におきましては整備が必要となってまいります。さらには学校トイレの洋式化など、時代に合った施設整備も必要となりますので、優先順位を決めて計画的に施行し、教育環境の改善に一層力を注いでまいりたいと考えております。以上です。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ただいま優先順位を決めて計画的に改善等を図っていただけるということでした。安全で安心な教育活動の場として、学校整備も今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2点目の庁舎の改築についてお伺いをいたします。

本庁舎の耐震問題や老朽化の問題で、将来に向け改築の方向でお考えくださっているかと思いますが、改築となりますと、用地確保の問題や膨大な資金も必要となります。さきの議会で市長より、21年から25年の前期の基本計画期間中に財源問題を調査し、検討していき

い旨をお話しくございました。また、弥富市総合計画の中にも、庁舎の改築の検討といたしまして老朽化への対応はもとより、防災拠点機能の強化、市民サービスの向上、また行政事務の効率化などを見据え、庁舎の改築について検討を進めることと明記をされております。本庁舎は昭和41年に完成し、既に45年がたっております。耐震性の問題に加え、防災拠点としての機能確保や市民の利便性の低下など多くの問題を抱えていることから、本年、庁舎改築等検討委員会が設置をされ、新庁舎の建築に向け、また改修等整備計画の検討が進められているかと思いますが、この検討委員会のメンバー構成及びこれまでに検討された内容についてお聞かせいただきたく、また今後の取り組みや推進の計画など、市のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員にお答え申し上げます。庁舎の問題についての御質問でございます。

先ほどお話のあったように、現庁舎は昭和41年という中で大変老朽化が進んできているわけでございます。そして、その耐震性ということに対しては指標が0.3しかないということで、必要とされる耐震性の数値としては0.9が必要であるわけでございますので、とても厳しい状況の耐震性でございます。そして、御指摘のとおり、さまざまな災害に対する対応であるとか、あるいは市民の皆様、職員の安全性ということに対して大変厳しい状況もあるわけでございます。また、市制が施行されてから特に手狭になっており、住民の皆様にも大変利用勝手が悪いという不便さをかけているところでございます。今まで庁舎の改築等の問題につきましては、さまざまな形で議論をしていただいたわけでございますけれども、やはり小・中学校の改築及び新校建設というものを優先していこう、子供たちの安心・安全を優先していこうという中でおくれれてきておるわけでございますが、この次の段階では何とかこの問題に取り組まなきゃならないというような状況になってきているわけでございます。

そして、この8月に庁舎改築等の検討委員会を10名という構成メンバーで、そのうちの2名は公募という形で庁舎改築等検討委員会を発足させていただきました。

1回目の検討委員会の結論といたしましては、このI s 値0.3しかない建物を耐震補強する工事はあまり得策ではないだろうという形で御意見をいただき、新築した方がよいのではないかと方向づけの結論をいただいたところでございます。

そして、昨日、検討委員会を開催させていただきました。私どもとしては次の三つの案を事務局案として提案させていただきました。一つは、背景としては平成19年度の都市計画法の改正によって、市街化調整区域の中に新たに庁舎の建設を進めることは極めて時間がかかるし、難しいだろうということが1点。そして、新庁舎の建築に当たっては合併推進債を利用したいということが、その背景として持ちたいということでございます。合併推進債とい

いますのは、御承知のように、合併市町村が実施する公共施設の整備事業に対して、合併推進債の充当、いわゆる起債、借金でございますけれども、90%を充てることができるということでございます。また、元利償還金の40%が普通交付税という形で措置されるというメリットがございますので、こういったような形で合併推進債を利用しながら新庁舎の建設に当たっていきいたいということを前提として委員の皆様にお話をさせていただきました。そして、三つの案の一つとしては、新たに市街化区域の中で新庁舎を建設する案でございます。それからもう一つは、十四山支所を増改築することにおいて新庁舎をやっ払いこうという案でございます。そしてもう一つは、現在の場所で、その付近も含め総合的に改築する案でございます。

それぞれの案を各委員の中で精査をしていただき、新しいところにおける新築移転案、あるいは十四山支所における増築案、あるいは現在の場所での改築案という形で審査をしていただきまして、きのうの検討委員会の中においては、将来を見据えて、床面積1万平米ぐらいの建物を考え、いわゆる多目的な市役所として新庁舎を建設する考え方が正しいのではないかと検討いただいたわけでございます。そして、提案させていただきましてそれぞれの案の中で三つ目の案、現在の場所で、その付近も含めたところの総合的な改築をする新庁舎案という形で御審議いただいた結果、方向づけをしていただきました。これからさまざまなる形で財源等大変な問題があるわけでございますが、一つ一つを解決し、合併推進債を利用しながら、平成28年度までがその合併推進債の期限でございますので、それまでに新庁舎の完成に取り組みたいという考え方を持ち合わせているところでございます。これから基本構想、基本計画に入って行くわけでございますけれども、また議員の皆様にも基本構想の段階でお示しができるかというふうに思っておりますので、また議員各位からも御意見をいただきたい、そんな思いでございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 総務部長。

総務部長（伊藤敏之君） 先ほど市長の方から、庁舎の改築等検討委員会のメンバーについては10名で組織するというところで、うち公募が2名ということでございまして、メンバーにつきましては、議会の代表として伊藤議長、区長会を代表しまして佐久間区長会長、松井十四山地区の区長代表、それと女性の会の鈴木代表、商工会としまして細江会長、社会福祉協議会の伊神会長、民生児童委員会の福田会長、福寿会の坂下会長、公募としまして東嶋委員と加藤委員の2名でございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） どうもありがとうございました。どうか市民の皆さんが安全で安心して利用しやすい魅力ある新庁舎が完成することを強くお願い申し上げまして、3点目に入ります。

白鳥保育所の建てかえについてお伺いをいたします。

近年の急速な少子化や核家族化の進行に伴い、子供を安心して産み育てることのできる環境づくりとして、本市におかれましては保育所の整備を初め児童クラブや子育て支援センターの整備、またファミリーサポートセンターの設置など、子育て支援の充実に向けさまざまな面で御尽力をいただき、非常にうれしく思っております。また、市民の皆様が大変喜ばれております。特に現在建設中の弥生保育所につきましては、内装に木製の材料を多く利用し、太陽光を多く取り入れることができるように設計をされており、温かみのある室内空間によって子供たちが穏やかに過ごすことができるように配慮されており、また太陽光発電設備を設置し、その電力を建物内の照明や空調等に利用することで二酸化炭素の排出量の削減と、また雨水利用設備を設置しトイレに利用するなど、環境対策にも配慮されていると伺っております。さらに、今回の新弥生保育所の建設にあわせて、小学校の隣接地という利点を生かし、弥生児童館や弥生児童クラブ、そして子育て支援センターも施設内に併設をされ、今月の13日より新保育所での保育事業が開始されることも伺っております。保護者の皆さんからも本当に喜ばれておりますし、地域の子育て支援の拠点として本当に多くの皆様に利用していただけるものだと考えます。

昭和48年に建設をされました現在の弥生保育所も、老朽化と施設面で手狭であることから建てかえの運びとなったわけですが、この弥生保育所よりも古くに建設されたのが白鳥保育所であることもお聞きしております。白鳥保育所を利用する保護者の皆さんや地域の方々からは、次はいよいよ白鳥保育所の番だね。建てかえをしていただけるんですよと本当に期待をされ、建てかえの要望を多く聞いております。

そこでお尋ねをいたします。白鳥保育所も老朽化が進み、運動場や駐車場、また施設面においても手狭であったりと、子供たちの安全と安心な保育のためにも早急に建てかえが必要であるかと思いますが、いかがでしょうか。もし建てかえの予定があるようでしたら、いつごろの建てかえを計画されているのか、今後の取り組みについて市のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 炭竈議員から白鳥保育所の建てかえについての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、白鳥保育所は昭和42年4月に開所したわけございまして、現在も多くの子供さんたちにその保育所を利用していただいております。築後43年が過ぎ、老朽化も進んでおるわけでございます。今現在、弥生保育所は建設中でございますけれども、次は白鳥保育所の建てかえを計画していきたいと思っております。御承知のように、弥富市は現在（仮称）第2桜小学校の開校の準備に取りかかり、来年度、そして24年度で完成をさせて、25年度から開校していきたいということを考えており

ます。白鳥保育所につきましては、建設等の工事はその後に取り組む計画をしていきたいと思っております。財政状況をかんがみながら、少しでも早く建設できるようにこれからも努力はしてまいりますけれども、一つの目安としてお考えいただきたいというふうに思っております。

また、その保育所の内容につきましては、現在、弥生保育所で児童館、あるいは児童クラブを併設しておるわけでございますが、そのような形で年々高まる児童クラブ等の併設型の多目的な施設にしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ただいま建てかえの予定ということで、児童館、児童クラブも併設した多目的な建物を計画してくださるということでございます。地域の皆さんが本当に心待ちをしておりますので、一日も早い実現をお願いいたしまして、4点目の駅前整備についてお尋ねをいたします。

本年6月議会でも駅前整備について質問をさせていただきましたが、JR・名鉄弥富駅周辺の交通渋滞の緩和、安全性・利便性を考える上でJR・名鉄弥富駅の駅舎橋上化、自由通路の推進と、またJR・名鉄弥富駅西側の踏切整備につきましては、市におかれましてはこれまで再三の御検討、また御尽力をいただいていることは承知いたしております。都市計画マスタープランの中にも、弥富駅周辺においてJR・名鉄弥富駅の駅舎橋上化にあわせて周辺道路の整備推進を図り、交通拠点機能を強化するという計画であり、また、さきの議会で市側より、弥富駅周辺基本構想策定業務の中で施設配置計画図を作成し、関係者との調整、鉄道業者との調整と計画案を具体的に進めていく予定であるということをお話しいただきました。これからもこの計画どおり継続をして、事業の推進をいただけるものだと思っておりますが、事業の計画案を具体化して進めていく上での今後の取り組みと方向性についてお示しをいただきたいと思っております。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 議員にお答え申し上げます。

弥富駅周辺の整備でございますが、これは過去にも長いこと論議された経過があるわけでございますが、私どもとしては、新たに都市計画マスタープランの中で駅前整備を上げさせていただいております。平成22年度では、駅周辺の基本構想の中でこのような形でまとめさせていただいております。今、ほぼ原案が策定できたと思っておりますので、この原案に基づき、JRさん、あるいは名鉄さん、近鉄さん等の鉄道関係者と協議を進め、また愛知県公安委員会との協議を行っていききたい。そして、この基本構想の案を作成していきたいというふうに考えております。今後、私どもの予定といたしましては、来年の3月議会で議員の皆様にご覧いただきお示ししていきたいと思っております。また、さまざまな角度から御

意見をいただき、この基本構想案が基本計画になっていくように御指導いただければと思っております。そしてまた、来年度から専属の職員をこの駅前周辺基本整備の中で配置し、取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ありがとうございます。長期計画の中で一步ずつこつこつと推進していかなければ、実現することも困難な事業もあるかと思えます。また、市全体で考えていくべき問題でもあるかと思えます。住みよい魅力ある弥富市のまちづくりのためにも、今後の取り組みをぜひ継続していただくことで、お尋ねをいたしました項目すべての施策が早期に実現できますよう強くお願いを申し上げまして、大きく次の質問に移らせていただきます。

2点目に、相談窓口の設置で市民相談の充実を図っていただきたく、質問をいたします。

相談窓口の設置につきましては、平成13年10月から施行されましたDV法を受け、配偶者の暴力から女性を守るため、また女性が日常生活の中で直面するさまざまな問題に対応していただくための女性専門の相談窓口を設置していただきたく、これまで質問・要望してまいりましたが、専門の窓口は設置に至りませんでした。しかし、当時、社会教育センターにおいて、どんなことでも相談に応じますということで悩み事相談窓口が設置されており、対応していただいております。しかし、今は看板も外されて窓口もございません。住民の方から、相談窓口はどこか移動したのかね、場所はどこだねと聞かれることが多くあります。悩み事を聞いてもらえる人、また聞いてもらえる場所が身近にあるということで、皆さんに安心していただけるものと思えます。当市におきましても、相談内容により、市役所の各箇所に対応していただいております。また、総合福祉センターなどでは市民相談や人権相談など毎月開かれておりますが、住民の方からお聞きするのは、相談内容によって窓口が変わるため、どこに相談すればいいかわからないとか、相談はできても周りに気兼ねしながら話さなければならない状況もあるから行きづらいわという声も、そして内容によってはもっと深いところまで聞いてもらいたいことや、相談指定日まで待てない急な事情の場合もあり、もっともっとわかりやすく相談しやすい窓口を置いてほしいという声が聞かれます。

これは愛媛県の松山市の例でございますが、来庁舎から相談窓口の改善を求める声を受け、市庁舎1階正面の入り口付近にすべての相談窓口を一本化し、多くの相談に対応するため、相談員のほか弁護士や個別相談室も設け、対応されております。場所もわかりやすくなって利便性も向上したことで、市民の皆さんに大変喜ばれているということです。

また、私は先日、豊田市の庁舎を視察してまいりました。庁舎には、市民が安心して暮らすことができるよう、ニーズに応じた相談体制が整備されておまして、日常生活のさまざまな困り事や悩み事について、職員による一般相談や、弁護士、司法書士などの専門家によ

る特別相談を行う市民相談課という部署がございました。また、同じく豊田市の男女共同参画センターも視察をまいりました。相談数が10年で4倍近く増加していることをお聞きしました。相談内容は、DV被害の深刻な状況もありますが、対人問題や健康の問題など多岐にわたる相談に専門の相談員が対応しております。匿名で相談することができ、なおかつ週5日の電話相談をしているので、緊急の問題にも素早い対応ができていますとのことでもございました。週5回とはいかなくても、配偶者の暴力から女性を守るために専門の女性相談員の配置と専用の電話相談窓口の配置を提案していることで、交番と同じように抑止力となり、市民の皆様には安心感を持ってもらえることができると思います。

弥富市では平成21年4月1日に男女共同参画推進条例が制定され、またこのように弥富市男女共同参画プランが策定をされております。プランでは、人々の価値観や生活様式が多様化する昨今、豊かで活力ある社会を築いていくには、男女が社会の対等な構成員として、みずからの意思と責任による社会参加とその機会が保障される社会、いわゆる男女共同参画社会を実現することが必要です云々とあり、同プランの中に記載されておりますが、基本目標の3番目の「みんな安心であったかい・やとみ」では、男女間の暴力の予防と根絶するための取り組みの推進が明記され、配偶者やパートナー、恋人など男女間のドメスティックバイオレンス、デートDVの防止についてパンフレット等を活用して啓発を行い、相談窓口の周知と相談体制の確保に取り組み、被害者保護と自立支援のため、県や関係行政機関との連携を強化するとあります。

そこでお尋ねをいたします。先ほども述べましたが、市民相談の中にこうした女性の悩み事を聞いてくれる専門の相談員を置き、広い意味での弥富市の市民相談課を開設してはどうかと思いますが、市長の御見解をお尋ねいたします。

議長（伊藤正信君） まず平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） それでは、お答えを申し上げます。弥富市と社会福祉協議会で行っております相談事業の状況を紹介させていただきます。

平成18年4月より児童課内におきまして、主に母子に対しまして離婚前後の相談、就労相談、就労支援講習、母子・寡婦福祉資金、DV、ストーカーなどの相談に乗ります母子自立支援相談員と、児童の不登校や学校での人間関係、家庭関係、生活、生活習慣の問題、発達・言語のおくれ、非行など、多岐にわたり問題を抱えた児童の親たちの相談に乗ります家庭相談員など専門の相談員を配置しております。また、議員も言われましたが、社会福祉協議会におきましては、毎月第2、第3、第4水曜日の午後1時から4時まで、民生委員さん、人権擁護委員さん、就業相談員、行政相談員、弁護士さんによりまして家庭不和、近隣トラブル、仕事、相続、財産、結婚・離婚、男女関係など、さまざまな相談についてアドバイスを行っております。また、ほかに福祉課におきましては身体・精神・知的障害者の方の相談、

また最低生活を保障する支援の相談など、介護高齢課におきましては介護保険制度全般の相談、健康推進課におきましては保健師による子育て相談を初めとする健康相談など、市民の皆様方に安心していただける体制をとっております。相談の内容によりましては一刻を争うこともあり、関係機関との連携・調整など迅速に対応し、解決するよう心がけております。議員が言われます御提案も一つの考えでございますが、私どもは予想することができないことにも迅速に対応し、解決しなければなりません。現在の事務体制の中でプライバシーに配慮しつつ、相談しやすい環境づくりと専門知識を深め、市民サービスに努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） それでは、もう1点お伺いいたします。

DV防止に向け、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関するDV防止法についての現状や、その防止策は広報やリーフレットなどで啓発をいただいているとは思いますが、例えば長崎県の諫早市では、DVやセクハラなど周囲に相談できずに悩む女性たちを支えようということで、市役所や図書館など市の公共施設の女性用トイレに名刺サイズの相談カードを設置しております。人目を気にせずに持ち帰ることができるカードには「一人で悩まないで」と記載されており、相談窓口の電話番号が明記されております。先日、視察をいたしました豊田市の男女共同参画センターの女性用のトイレにも設置されておまして、相談がしやすくなったことをお聞きしております。そこで、弥富市におきましても、公共施設等の女性用のトイレにこうした相談カードを設置してはどうかと考えますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 平野民生部長。

民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） お答え申し上げます。

相談カードの設置ということでの御質問ですが、DV相談窓口を紹介する電話番号等を記載したカードでございます。このカードでございます。これを市民課、児童課、保健センター、図書館、社会福祉協議会などの窓口に置いて、DVなどで悩む方に情報が届くようにしております。また、本年10月、民生児童委員会におきましてはDVの被害者の現状を説明させていただきまして、相談者の支援など理解を深めていただく、また解決につながるよう相談センターとしての案内等もさせていただきました。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 炭竈議員。

2番（炭竈ふく代君） ただいま弥富市でも相談カードを設置しているということで、一部の施設に置かれていることがわかりました。私は女性用のトイレにということでございまして、女性にとってはトイレは自由な空間でありまして、そういうカードが持ち帰りやすいということもあります。また、人目を気にせずに持ち帰ることで、だれにも言えない悩み事で

悩んでいる方たちにとっては相談しやすくなるかなあということで、今後もし検討いただければと思いますので要望させていただきます。

そして、先ほど御答弁をいただきました相談窓口、また市民相談課の件につきましては、個別相談室等のスペース等の問題もあるかと思ひますし、相談員の確保の問題もあるかと思ひますが、新庁舎が建設時の折にはぜひともそういった相談窓口の充実を御検討いただきますようお願い申し上げます、私の質問を終わります。

議長（伊藤正信君） 暫時休憩をいたします。再開は2時20分といたします。

~~~~~

午後2時12分 休憩

午後2時20分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩を閉じ、会議を行います。

次に杉浦敏議員、お願いします。

10番（杉浦 敏君） 私は、通告に基づきまして2点質問いたします。

まず第1点は、住宅リフォーム助成制度の創設をという問題であります。

今、全国の多くの自治体で、地場中小零細企業の仕事づくりや地域おこしの制度として住宅リフォーム助成制度が注目を集めています。この制度は、住民が地元の建設業者等に依頼をして住宅リフォームを行った場合、その経費の一部を自治体が助成することにより、住民の居住環境を改善させるとともに、中小零細業者へのリフォーム工事発注を喚起し、地域経済の活性化や雇用改善に寄与しようとするものであります。11月29日現在で全国157の自治体で実施をされているということですが、実施されました自治体ではリフォームブームが起き、またその発注はすべて地元の建設業者に回ることから、地域の建設業者、ひいては地域全体にお金が循環するという効果が報告されています。全国で実施をしている自治体、地域の建設業者、関連業者の方、またこの制度を利用して自宅のリフォームをした住民の皆さんの声、また実施主体となった自治体の担当者の皆さんのお話など、先進地の事例の実施状況などを見聞きしますと、この弥富市でもこの制度の創設は十分に可能であるし、制度ができれば地域の活性化に大きな貢献をすることは間違いないと確信をいたしまして、今回この問題を取り上げました。そんなにお金をかけなくても、市民はリフォームができて快適な住環境が実現できるし、業者の人たちにも仕事が回ってくる。結果として、地域の活性化に、明るいまちづくりに大きな役割を果たすこの制度をぜひ実現していただきたいと考えます。

後ほど具体的な例については紹介させていただきますが、この住宅リフォーム助成制度の特徴は、まず第1に、住宅の新築需要は低迷しているが、小規模な修繕、リフォームについては一般住民の中になんか多くの潜在的な需要があるということです。制度ができることが

きっかけで、少額でも公の助成があるならばこの期にリフォームをという人が多いこと、経済活性化への呼び水の力を発揮することであると考えます。

今、地域経済の疲弊は深刻であり、中小建設業者は仕事が欲しいとの切実な要求を強めています。一昨年のリーマンショックの影響は建設業界に特に強くあらわれています。愛知県の新築（木造住宅）の着工戸数は、平成に入ってから平成20年まで、ほぼ毎年7万戸から8万戸の水準にありましたが、平成21年は一気に5万4,000戸まで落ち込んでいます。そして、22年度も同じペースで低迷しています。また、全国の新築住宅着工件数は、1996年当時の160万戸あったのが、2008年には100万戸台に大幅に減少しています。一方、設備の改善、バリアフリーや耐震、最近では断熱などの住宅リフォームへの要求が高まっており、全国の住宅投資額16兆円のうち、住宅リフォームは6兆円の規模に達しています。

また二つ目には、少ない出費で大きな経済効果を生み出すことです。例えば愛知県でことし初めてこの制度を始めました蒲郡市では、10月の補正予算で2,000万円を計上しました。蒲郡市の場合、市内の業者に発注で工事費の1割、限度額20万円が助成されるという内容です。1ヵ月で58件、市の助成金661万円に対して業者との契約事業費1億587万円となっています。このように、直接のリフォーム工事だけでも助成金の23.9倍の事業規模となっています。少ない投資でこれだけのお金が地元で動くこととなります。また、全国各地でこの制度によるリフォーム工事を請け負った大工さんや業者さんの多くから、住宅リフォームは商品の購買連鎖が続きます。壁紙を新調すれば、新しいカーテンや照明器具をかうお客さんは多いです。ついでに別の場所も直そうというケースはかなりありますということが言われているように、波及効果が極めて広範にわたることです。住宅にかかわる事業には大きな経済効果があります。国土交通省の住宅課の試算でも、住宅投資17兆1,000億円に対し、他の産業部門も含めた生産誘発額は33兆円に上るとしています。

そして三つ目には、この制度を住民にとって利用しやすいものにするということです。これを工夫すれば、かなりの広範囲の住民に利用が可能となっていることでもあります。秋田県ではこのリフォーム助成制度を県の事業として実施しておりますが、10月29日現在、申請件数は1万1,697件で、補助額16億4,769万円、全世帯の2.95%の方が利用をしていることとなります。また、岩手県の宮古市は人口約6万人の市ですが、20万円以上の工事で一律10万円の助成をするという内容です。ここでは10月末現在、申請は2,303件、工事費は10億4,500万円となっております。宮古市の1割近い世帯がこの制度を利用したこととなります。

幾つかの例を紹介いたします。

秋田県では、全国の県として初めて住宅リフォーム緊急支援事業がことしの3月に実現しました。増改築、リフォームについて工事費の10%、最大20万円を補助します。適用されるのは、県内居住者が自分の居住する持ち家をリフォームする場合にとどまらず、所有は親

または子であるけれども自分が居住する住宅、自分が所有しているが親または子が居住する住宅などが対象とされます。50万円以上の工事で、県内に本店を有する建設業者が施工するのが条件となっております。10月29日現在、申請件数は1万1,697件、補助額は16億4,769万円となっております。工事内容は、屋根や外壁の張りかえがトップで23%、続いて台所やふろなど水回りの改修が16%、屋根や外壁の塗装が15%、トイレの水洗化が11%、太陽光発電、給湯機の設置などが6%となっております。また、受注業者では、建築業者が全体の72%を占めておりますが、このうち個人の建設業者が42%となっており、中小建設業者も受注していることが示されています。また、秋田県では県とともに25市町村中の20市町村が独自のリフォーム助成制度を創設し、県の助成との併用も可能となり、大きな効果を上げています。

また、岩手県の宮古市の例を紹介いたしますと、宮古市の滝澤肇建築住宅課長によれば、住宅リフォーム助成を実施するに当たりまして、住民にも中小業者にも利用しやすい制度にすることに苦労しましたと言っておりました。助成を受けられるのは、宮古市の市民であること、自己所有の家に住んでいて市税の滞納がないこと、施工する業者の納税は問題にしない、備品の購入、住まい以外の外周りの工事はだめだが、およそ住居の改装に関するものだったら何でもいい、畳でもクロス張りかえでも結構ということにしたそうであります。手続きも簡単に、庶民が広く利用でき、中小建設業者が元請となって利用できるものにするために対象工事を20万円以上とし、小規模でインパクトを持たせるために補助額を一律10万円としました。使い勝手のよさがあったのか、当初は500件、5,000万円の予算を組みましたが、ことしの6月議会では1億5,000万円、1,500件を増額し、合わせて2億5,000万円、2,500件となりました。10月末現在、申請は2,303件、工事費は10億4,500万円です。宮古市の実に1割近い世帯がこの制度を利用したことを示しています。

また、受注した上位業者の数を見ると、1位は106件の仕事をとった畳屋さん、2位も80件をとった畳屋さん、3番目は51件をとった屋根の塗装屋さん、続いて工務店が二つ、次いでガラス屋さん、断熱ガラスを入れたりしております。公共工事に入れない業者、元請になれない業者が受注をし、市内の建設業者約500社のうち230社が施工業者となっております。この制度を利用した宮古市の市民からは、水漏れの流し台だけを考えていましたが、助成があるならばと廊下の板張りも変えました。気持ちがいいです。また、うちだけじゃありません。御近所の人も改修しました。業者の車があちこちに駐車をしているなどなどの声が出され、多くの皆さんがまちの活気を実感しております。この結果は雇用にも反映しておりますが、建設、建築、土木技術者など、求人倍率が半年間の間に0.52から1.09に伸びています。

また、兵庫県明石市では、2000年度から住宅リフォーム助成を始め、2004年まで5年間実施しました。要望が強く、2009年度に復活し、現在も継続しています。市内の業者に発注する20万円以上の工事が対象で、10万円を上限に費用の10%を助成します。予算は年額1,000

万円から3,000万円で、これまで2,697人の方が応募をし、1,838人の方が当選をしています。つまりは、希望者が多いので抽せんということになっているそうです。明石市の人口は29万人で、世帯数は約12万となっております。明石市の大工さんのお話では、助成制度があるとお客さんのところへ行って話がしやすい。10万円の補助金というお得情報を提供できますからと、制度の利点が強調されました。助成制度のおかげで大工のAさんはことし仕事に恵まれました。施工主は、Aさんと明石市以外の業者に見積もりを要求し、助成金で割安となったAさんが受注できました。

従来、公的な助成制度で耐震補強やバリアフリーが行われてまいりましたが、当然こういった用途にもこのリフォーム制度は活用できますし、そもそもリフォームそれ自身が多くの人々の暮らしの願いでもあります。年金暮らしになって、少しリフォームして高齢者用に改造したいとか、子供部屋をつくりたいとか、さまざまな要求が潜在的にあります。先ほど述べましたが、不況のため高額な丸ごとの新築は減ってきていますが、住宅リフォームはふえています。多少でも住みよくしたいという要求が強いのでありますが、もう少しお金がたまってから様子を見てなどと二の足を踏んでいる人が多くいます。そこで、このように助成制度があると助かるという声になります。助成制度ができると、この際改築をしよう、もう少し新たに広げよう、この際思い切ってあそこも、ここもとなり、需要が大きく広がってまいります。私どもは、常日ごろ医療や介護、福祉などの社会保障、あるいは教育、中小企業の営業など、総じて市民の暮らしに役立つことを、行政の制度の創設や改善を通じて実現するために力を注いでいるところでありますが、この住宅リフォーム助成制度は、そういう面から見ても、しっかりと公共的な目的に合致したものではないかと考えます。昨年、業者団体の皆さんが弥富市に対しまして、この住宅リフォーム助成制度の実現をと申し入れをされましたが、昨年は市当局からは、個人の財産形成に税金を投入するのはどうかなどの趣旨の御回答があったと聞いております。しかし、住民の税金であるからこそ、住民に喜ばれ、地域経済が元気になるように使われるべきではないかと私は考えます。

今、国の方もこの制度に関心を示しまして、ことしの9月にはリフォーム市場の拡大に向け、地方公共団体における住宅リフォームにかかわる補助、融資などの支援の状況を把握するためとして自治体へのアンケートが実施され、国会でも経済産業大臣が国の支援に言及をするなどの状況も生まれております。地域循環型の経済、地域経済への波及効果がこのように現に明らかとなっております。住宅リフォーム助成は大いに進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。また、この制度を秋田県のように県の制度として創設するよう、県に働きかけをしていただきたいと思います。しかし、いかがでしょうか、御答弁願います。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） それではお答えします。

住宅リフォーム助成につきましては、複数の業者の方がかわることになりますので、地域経済の活性化や雇用改善にはつながると考えます。国におきましては、新成長戦略「元気な日本」復活のシナリオ（平成22年6月18日閣議決定）の中に、21世紀の日本の復活に向けた21の国家戦略プロジェクトを掲げ、需要面の政策対応による押し上げ対策として、地域活性化における国家戦略プロジェクトの中に中古住宅リフォーム市場の倍増等を掲げ、2011年度から実施するとしています。この施策のうち中古住宅の流通市場、リフォーム市場等の環境整備が示され、住宅をつくっては壊す社会から、よいものをつくって、きちんと手入れして長く大切に使うという観点に立ち、1,000兆円の住宅・土地等実物資産の有効利用を図る必要がある。このため、数世代にわたり利用できる長期優良住宅の建設、適切な維持管理、流通に至るシステムを構築するとともに、消費者が安心して適切なリフォームを行える市場環境の整備を図ると。これらを通じ、2020年までに中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させるとともに、良好な住宅ストックの形成を図るとしております。このことから、今後は住宅リフォーム助成に関し、地域の自治体が独自に地域振興のために創設する限時的な制度によらず、長期継続的な制度により地域活性化を進めていくべきだと考えます。しかしながら、実施に向けた具体的な方策や国の予算が示されていないことから、今後の国の動向や愛知県、周辺市町の動向を見きわめた上で検討していきたいと思っておりますので、今のところ住宅リフォーム助成制度につきましては、弥富市独自で行うことは考えておりません。

ただし、弥富市におきましては、以前から住宅リフォーム制度とは異なり、対象者は限られた方になりますが、住宅及び住宅設備関連の補助制度としまして、木造住宅耐震改修補助としまして最大60万円、弥富市重度身体障害者住宅改修費給付事業として最大20万円、弥富市住宅用太陽光発電施設導入促進費補助として最大12万円、弥富市浄化槽雨水貯留施設転用費補助として最大5万円といった制度があります。また、国においては、住宅エコポイント制度としてポイントの発行対象となるエコリフォームやバリアフリー改修などがあります。このように、補助制度やエコポイント制度の活用をしていただくとともに、施工業者につきましては、市内の業者を活用していただければ地域活性化につながると考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 国の方でもそういった方針が出されているということで、できれば国がそういうのを積極的にやっていただければやりやすいと思うんですが、現に、冒頭申し上げましたように、全国で157の自治体がやってみえまして、もちろん例えば蒲郡ですと、平成24年3月末までの工事完了についてそういう助成をするということで、時限的なものが多いわけですがけれども、とりあえず、先ほど課長からもお話がありましたけれども、特定の太陽光とか耐震に限らず、先ほど申し上げましたけれども、ちょっとした修繕工事、リフォ

ーム工事をやりたいと思ってみえる方はたくさんいると思うんですね。単にそれを助成するだけでなく、効果としては、助成することによって市内の業者の方が仕事がふえてくる。当然それに関連したいろんな需要が出てくるということで、相対的に経済の活性化に本当に役立つのではないかと。ここ非常に景気の低迷が続いておりまして、円高不況、とりわけ最近ひどいものがあります。私の知っている大工さんも、ちょっと前に行きましたら、3ヵ月間全く仕事がないと、そういう方もいるわけでありまして、この際、本当に今緊急的な課題としても、国の動向を見るのではなくて、積極的にやってほしいなと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 竹川都市計画課長。

都市計画課長（竹川 彰君） 先ほど杉浦議員の方から、修繕等においてもこういった住宅改修リフォーム事業ということでどうかというお尋ねであります。

今回、愛知県の蒲都市の方で最初に行われておるわけですけど、その担当者の方に確認をさせていただきました。今年度、9月補正で2,000万ということで事業を始めたということでお聞きしました。今現在、その予算はすべて使い切ったということでございました。ただ、そういった中で今後以降どうするかということについては、蒲都市の中では、今後、要検討だということでお聞きしておりますので、そういうところも踏まえまして、地域活性化ということで考えまして、少しの効果は上がるかなあとは思いますけれども、今後以降も検討材料になるかなあと思います。今後これを進めるかどうかにつきましても、いろいろと国の動向等も見させていただきたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 先月末、弥富市を中心にしまして中小業者の方が直接書面を持って市長の方にもお伺いして申し入れをしておりますので、中小業者の方にしてみますと、他の自治体でやっているということで、できれば弥富もということで非常に待ち望んでおりますので、引き続いて国の制度を利用できれば一番いいんですけども、それを待たずに、何らかを継続的に御検討願いたいと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 住宅リフォーム助成制度につきまして杉浦議員から御意見をいただいておりますが、過日の11月18日、津島民主商工会の代表の方から私どもへお越しいただき、この助成制度のお願いという形で文書をいただいておりますが、そのときに私が申し上げたのは、まず行政としてやることが山積しているんだということをもまずは御理解いただきたい。それと、全国で157の自治体というふうにおっしゃるわけですが、全国では今1,800という自治体があるわけでありまして、まだまだこの助成制度というものがなかなか認知されていないというのも現状だろうと思っております。そし

て、対象と補助額という問題についても、よほど精査をしていかないと難しいと思っております。先ほどの話の中で、20万円以上のリフォームに対して一律10万円を出していくというようなことは、とても考えられないような補助額だと思うわけでございます。また、予算を限定せざるを得ないという状況の中で、これは不公平感がますます募ってくるだろうと思っております。そういうような中で一つ一つ先進市町の事例も我々としては検討させていただきながらというふうに思うわけでございますが、現状ではこのリフォームの助成制度については考えておりません。私ども弥富市といたしましては、さまざまな社会保障を中心といたしましてやるのがいっぱいあるということをお理解いただきながら、この問題につきましの答弁とさせていただきます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 先ほど申し上げましたけれども、昨今の経済状況は本当に大変厳しいものがございまして、やはりこういう制度ができることによって幾らかでも地域の活性化にプラスになると考えますので、引き続きぜひ前向きに検討していただきますようお願いいたしまして、次の質問に移ります。

二つ目に、コミュニティバスの改善であります。

まず、9月に行われましたアンケート、住民に対して2,000名の方、それから臨海部の企業の127社を対象にアンケートをされたということなんですが、結果がもうまとまっておると思うんですが、どういう内容だったんでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） お答えいたします。

アンケートの結果についてですが、乗降実績も含めてお話しさせていただきたいと思しますのでお願いいたします。

2,000名の住民アンケートの回収数は974名でした。率といたしまして48.7%でした。企業アンケートは、127社のうち50社が回答がありました。また、団体アンケートは、区長会、女性の会、福寿会の方に対して行いました。乗降調査は、9月27日から10月10日、あと10月18日から31日までの4週間行いました。

住民アンケートの結果でございますけれども、コミュニティバスの周知度につきましては、87.8%の方が御存じでした。また、回答者の方の8.4%がコミュニティバスの利用者でした。利用しない理由として、「便数が少ない」が1位でした。サービスの程度としましては、「安全性が高い」というのが一番よく、「運行時間、便数が悪い」というのが一番多い結果になりました。総合的な満足度は5点満点中3点と、普通という形と、これは数値であらわしたものでございますけれども、結論が出ております。今後の改善要望としましては、便数の増便、ルートの変更が多く、また自由意見の中にも同様な傾向が見られました。

企業アンケートにつきましては、80%以上が自家用車通勤であり、通勤の公共交通利用については、87.8%の企業が「取り組んでいないし、今後も取り組むことは難しい」との回答がありました。今後のコミュニティバスの利用については、82%が「考えていない」との回答がありましたが、6社は「取り組む」との回答がありました。取り組まない理由につきましては、利用できない理由でございましたけれども、「現在のダイヤでは始業時間に間に合わない」とか、「近くにバス停がない」「時間がかかり過ぎる」等の回答がございました。

次に、乗降調査を含めた7月から10月までの乗車人員でございます。福祉バスに比べまして11%ほど減少しております。また、各月ごとの乗車数の変動につきましては、福祉バスと同じような傾向があります。8月が少なく、10月になると伸びてきているといったようなものでございます。曜日別では日曜・祝日の利用が最も少なく、続いて月曜日、土曜日の利用が少なくなっております。ルート別では東部ルートの利用が少なく、運行開始後も減少傾向になっております。時間帯別では夜間の利用者が少なく、バス停の利用につきましては利用人口の差が大きく、拠点となっております近鉄弥富駅、佐古木駅以外では、北部ルートの総合福祉センター、イオンタウンの利用者が多いという結論が出ております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今、課長の方から、アンケートの結果について概略のお話があったわけでありますが、まず住民の足の確保ということにつきましては、市当局の皆様には大変いろいろ御尽力をいただいておりますということで、例えば飛鳥バス、これも10月から亀ヶ地と善太橋の2ヵ所がとまるということで、大変地元の住民の方からは喜ばれておるとい話もあるということで、大変いいことだと思うんですが、本来のコミュニティバスについて、6月のスタートでありますけれども、福祉バスのような機能が非常になくなったといいますが、ちょっと軽視されているのではないかとということで、具体的に申し上げますと、福祉センターへ直接行けないとか、あるいは料金の問題、私も日ごろバスについては地元の方からもいろいろ御意見とかいただいておりますけれども、やはりその辺の問題が一番多いと感じております。この問題に対しまして、当然市の方も直接住民の方から苦情とか伺っているということで、回覧版とか、あるいは広報「やとみ」にもいろいろ乗り継ぎのやり方とか、無料パスの問題などもPRされまして、利用促進のために幾らかでも進めていきたいということをしていただいております。法律に基づきます地域公共交通活性化協議会の協議を通じまして、今回のアンケート結果の分析も踏まえつつ、できる限り市民の声にこたえた新年度からのバスの運行がなされますことを強く希望するものであります。

その中でも特に市は責任を持って改善をしていただきたいバス改善の課題として第一に考えてほしいことは、先ほどアンケートにもありましたが、東部ルートの一方通行の改善と、

南北の分断の解消は必須事項であると考えます。東部ルートの問題は、先日いただきました利用実績の数を見ましても、十四山福祉センターバス停の利用者が7月から毎月減っています。

また、南北の分断の解消であります。福祉バスのときにはAコース、A南コース、B、C、Dの主要5路線のうち4路線が福祉センターに乗り入れておりましたが、今回のコミバスへの住民の意見でも、あるいは福祉センターバス停の利用者の減少を見てもわかりますが、福祉センターへ直接行けなくなったことへの苦情が多くを占めているのではないかと思います。主要路線の福祉センターへの乗り入れは絶対に必要であると考えます。

また、十四山地域との交流への配慮、高齢者が歩いて利用できるようにするためにも、廃止されたバス停の可能な限りの復活など、福祉バスとしての機能をきちんと持てるような改善をすべきであると考えますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 東部ルートについてでございますけれども、利用者の減少を考えますと、左右交互の運行を考えていかなければならないと考えております。

また、福祉バス機能につきましては、通学・通勤を考慮した朝・夕便と、福祉バスの要素を持つ昼間便の運行を分けて考えて、総合福祉センターへの直接乗り入れも協議会で検討いたします。

また、バス停の復活につきましては、アンケートの結果もございますけれども、利用しない理由の中で「移動に時間がかかり過ぎる」との回答が上位を占めております。そのような理由がございますので、特別な理由がない限り、ルート変更を伴う復活・新設については慎重に考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 今の最後の問題であります。いろいろアンケートをとられた中でバス停の復活ということがあまりパーセンテージも少ないと。あるいは、今聞きましたように、バス停の数がふえれば巡回に時間がかかるということでもありますけれども、やはりその辺は、利用されている方、特にバス停がなくなられた地域の方の御意見はどこまで反映されているかということが私は問題だと思うんです。アンケートのとり方として、2,000名とられて半分も返っていないということで、やはりその辺で一般の住民の方の意見がどこまで集約されているかということはちょっと問題だと思いますので、これはアンケートの結果だけで決めてしまうのはちょっと問題があるのではないかと思います。バス停の復活は、高齢者が歩いて通えるところに、100%とは言わなくても、やはり最大限ふやしていくという視点は持ってみえると思うんですけれども、現実にあれこれ工夫をしていただいて、なるべくいい方向に持って行ってほしいなというふうに要望しておきます。

それで、3年間の実証運行というタイムチャートがございまして、そのうちに今申し上げましたように住民の声をしっかりと反映したバスにするためにも、アンケートのみならず、きめ細かく住民の声を聞くための、より合理的な、具体的な取り組みを検討していただきたいなと思います。あえて申します。3年間の実証運転ということで予算と時間が限られているという中で最善のバスをつくり上げていくということは大変難しいとは思いますが、高齢化が進む中で公共交通に対する需要は間違いなくふえてまいります。ある資料によりますと、交通問題の研究をしてみえる多くの識者の間からも、憲法25条、国民の生存権に関する権利として、国民の基本的権利を実体的に保障するものとして交通権を位置づけるべきであるという意見もたくさん出ているわけであります。

ちょっと関連でお話しいたしますけれども、この間の国の政策というのがモータリゼーション中心で、自動車が走る道路を整備すればいいということで進めてきたわけでありまして、やはりここに来て、例えばよく言われるんですけど、買い物難民なんていうのもありまして、これは私が知っておりますあま市の市議員さんのお話なんですけれども、10月から甚目寺のヨシツヤさんが改築で取り壊しになると。また再開するのに時間がかかるということで、その近所の方が、従来ひとり暮らしの高齢者の方が買い物に行く方法がなくなってしまったということで、私どもの共産党の議員がここでヨシツヤに申し入れをしまして、ヨシツヤの清州店へ週4回シャトル便を出すということが実現しまして、行政としても、高齢者の買い物ができなくなっちゃうということに対して、いろいろ検討もしたみたいなんです。ということで、特に高齢者の方の交通権というのは本当に大事にされるべきであると考えます。

例えば今回6月からコミュニティバスが弥富でも走り出しましたけれども、確かに協議会の手順に従いましてパブリックコメントというのも行われまして、住民の声を聞く場もありました。しかし、私はこれは極めて不十分なものではなかったかと感じております。先ほど申し上げましたように、バス停の決定に当たっては、案をつくる段階で廃止されるバス停の利用者や住民には何も相談がなかったとも聞いております。いかにも不公平の印象は免れません。平成19年10月施行の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づきまして、弥富市地域公共交通活性化協議会、いわゆる法定協議会が組織をされまして、メンバーには法律本文にも規定されておりますように住民の代表も選出され、お話によりますと大変活発な協議がなされてきたと聞いております。しかし、今申し上げましたように、パブリックコメントはなされましたが、地域の住民にきちんと住民の声を聞くという面では大変不公平なところがあるのではないかと感じております。今回のアンケートも無作為に住民の声を聞くには意味があるかもしれませんが、やはり私は、これは自分の見解であります、もっと行政の方から住民の中へ足を踏み入れて、学区単位、あるいはもっと細かい単位でバスについて

の意見交換会、懇談会などを開き、住民の率直な意見を聞く場を設けることが必要ではないかと思います。

この間のバス事業の経過を見まして問題だと感じますのは、また何とかならないのかと感じますのは、法律に基づいて協議会が設置され、住民代表も参加し、パブリックコメントも行われ、形としては整然としたものができ上がっているのですが、何かもう一つ小回りがきかない。ちょっとした気遣い、心配りがひょっとして忘れられているのではないかという印象を強く感じることであります。バス停の復活など改善の提案がなされても、また仮にそれが採用されるとしても、実際の運行は来年の4月からになってしまう。もちろんこれは国の道路運送法に基づくバス事業であるから仕方がないとは聞いておりますが、国がこういったペースであるならば、それに即してこちらの取り組みの強化が必要ではないかと考えます。かつて巡回福祉バスの改善を求めていたころ、当時のこの担当部局のある幹部の方が、だれでも自分の家の一番近いところにバス停をつくってもらえるのがいいと言うに決まっていますなどと話をされてみえましたが、つまりは裏を返せば、住民の要求を一つ一つ聞いていたら切りがないということを書いたかたのではないかと思います。もちろん行政の担当者の立場としては、住民の意見を一から十まで全部聞いていたら収拾がつかなくなる。どこかで妥協してもらわなければならないということになりますし、現実はそのとおりであるとも私も考えます。しかし、市民もどんな無理難題でも押し通してやろうなどとは思っておりません。このコミュニティバスにつきましては本当に多くの市民が期待をしていますし、私が接している中でも、今は利用していないが将来は使いたい、強く関心を持っている、期待をしている、そんな人はたくさんいます。こんな市民の願いにこたえて、市として行政として奮い立っていただき、あらゆる努力、創意工夫を注ぎ込んでいただいて、本当に市民が喜ぶバスに一步でも近づけていただきたいと思います。

愛知県の豊田市の話をしていただきますが、合併によって広大な地域を抱えることになった豊田市は、以前からバス事業の取り組みに大変力を入れておりますが、既に2005年には豊田市公共交通会議を立ち上げて、いろいろ住民のニーズに即した実績を上げています。この豊田市で参考になることは、その一つは、9年近くの間、中核となる担当者の人事異動が行われていないことであります。交通政策に関する知識を蓄積して、地域住民との話し合いの中で鍛えられ、現場に立脚した交通政策の専門家としてその担当者が成長してきたと伝えられております。今この弥富市の職員の皆さんにも本当に熱心にお仕事をしていただいておりますが、バス事業の一層の飛躍的成果をつくり出すために、今の事務方の体制がどのようにされているかは詳しくは把握しておりませんが、実証運行の残り2年数ヶ月、国の支援を最大限活用すべく、市としてのバスのためのプロジェクトチームをつくってはどうか、このような提案をいたしますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 伊藤防災安全課長。

防災安全課長（伊藤久幸君） 御質問の件でございます。

住民の方々の御意見をいかに聞くかということでございますけれども、やはり原則的には、客観的な形としてはアンケート調査というものが重要なものになってくるかと思えます。また、市に対する直接のいろんなお話がございます。市民の声等という形で、いろいろな意見はこちらの方にも伺っております。そういった何うような形の中で対応していきたいと思っておりますが、地域の意見を聞くことも非常に大切なことでございますので、そういった機会も設けていきたいと思っております。

それから、職員の方の関係でございますけれども、基本的には協議会で検討するというのが趣旨になっておりますので、必要な部署に相談する形でいろいろな意見集約をしていきたいなあと思っております。また、住民の方々に利用していただくため、市としましても利用促進という形でいろいろなPR活動を進めてまいりたいと思っております。より一層の御利用をいただきますように、よろしく申し上げます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員。

10番（杉浦 敏君） 先ほど申し上げましたけれども、いわゆる地域公共交通活性化、要するに公共交通の活性化及び再生に関する法律というのができまして、これは平成19年なんですけれども、こういったものをきっかけに、愛知県の中でも幾つかの自治体がこういった法律に基づいて協議会をつくって、協議会をつくることによって補助金も出てくるということで、そういった中でやっておるわけでありましてけれども、冒頭申し上げましたように、このバス事業の必要性というのが将来を見越して本当に重要になってくるということで、今年度も1億3,000万の予算をかけております。補助金がなくなったらどうするんだという話もありますけれども、一部お話を聞きますと、この予算が幾らか増額されるといううわさも聞いておりますので、詳しくはまだ聞いていませんけれども、国としてもこういった事業に対する必要性というのはかなり強く感じていると思えます。

事の重大性からいきまして、やはり市にとって非常に基幹的な事業であると。市民の足を確保する、高齢者が自分で移動する。先ほど言いましたけれども、交通権といったものを確保していくという意味で、本当に重大な意味のある事業だと思えます。私、今プロジェクトチームと申し上げましたけれども、この事業を取り入れております自治体の中にも、プロジェクトチームをつくって、これに専念して、事業として成功させようという意気込みでやっているところがあると聞いていますので、成功するかしないかは別にしまして、現時点で何らかの、様子見ではなくて、やはりこちらから積極的に市民の中に入って行って声を聞く、その上で本当に最善のものをつくっていくという意欲を持ってほしいなあと思うわけでありまして。その点、市長はどうでしょうか、お考えを。

議長（伊藤正信君） 服部市長。

市長（服部彰文君） 杉浦議員にお答え申し上げます。

今さまざまな形で私どものコミュニティバスの改善について御意見をお寄せいただいたわけでございます。私どもも一つ一つ真摯に受けとめ、今後の参考にしていかなきゃいかんということは重々理解するところでございます。バス停の問題、それからルートの変更の問題、あるいは福祉という状況の中での位置づけ、こういったことについてアンケート調査の結果等々が出ておるわけでございます。このアンケート調査の結果につきましても、しっかりと精査をいたしまして生かしていきたいと思っております。近隣市町でいろいろとバスの問題について御意見を伺うわけでございますが、どこの市町も大変御苦勞をいただいているということが事実としてあるわけでございます。私どもも今後は地域の皆さんの意見という形で、地域の中に入って行って、地域の皆さんの声を聞いていきたいというふうに思っております。

今、具体的には十四山地区の東部ルートが大変御迷惑をかけているということがアンケートの結果としても出ておりますので、十四山地区に代表者を決めていただきまして、地域の中で懇談会を設けたいと思っておりますので、そういった形で一つ一つ今現在の問題について検討を加え、来年の春によりよいコミュニティバスをつくり上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤正信君） 市長、私からなんですが、議長として、質問が、組織体制をどうしてくれるかという話と、今、市長は総括的に方向性のお話だったんですね。杉浦議員は、今後の対策と市の方向はどうかという質問ですので、簡潔にお願いします。

市長（服部彰文君） 市の対応といたしましては、検討協議会というのがございますので、これをやはり中心的に考えていきたいと思っております。プロジェクトチームをつくって、それを改善に向けてということについては考えておりません。皆さんの御意見を真摯な形で聞きながら、協議会の方で検討していくということでございます。

議長（伊藤正信君） 杉浦議員、時間も来ましたので簡潔にお願いします。

10番（杉浦 敏君） より一層の改善を要望いたしまして質問を終わります。

議長（伊藤正信君） では、暫時休憩をいたします。3時25分まで休憩といたします。

~~~~~

午後3時16分 休憩

午後3時26分 再開

~~~~~

議長（伊藤正信君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に安井光子議員、お願いします。

11番（安井光子君） 11番の安井でございます。通告に従いまして、大きな項目で3点質

問をさせていただきます。

まず1番目、小・中学生が楽しく学び、成長できる少人数学級の実現についてでございます。

一つ目、弥富市の教育の現況と子供を取り巻く環境についてお尋ねをいたします。

学校でのいじめが原因でみずからの命を絶つ小・中学生が後を絶ちません。胸が本当に痛みます。桐生市の小学6年生の女子児童についても、学校が子供に寄り添い、子供のシグナルに気づいてもっと早く対応していたら命を救うことができたのではないかと、つらく残念でなりません。

では、弥富市の状況について伺います。

まず一つ目、いじめや学級崩壊、不登校の実態はどうでしょうか。過去5年間と比べますと現在の状況はどうなっていますでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） それでは、安井議員の御質問にお答えします。

まず、不登校の人数につきましては、病気や経済的な原因を除いた年間30日以上欠席者となっております。平成21年度の全国平均でございますけれども、小学校では316人に1人、中学校では36人に1人となっております。愛知県につきましては小学校で256人に1人、中学校で34人に1人、県全体の傾向としましては近年横ばいの傾向でございます。平成21年度の弥富市の状況でございます。小学校では250人に1人の11名、中学校につきましては36人に1人の40名でございます。本年度の現在の状況でございますけど、10月現在で小学校で7名、380人に1人、中学校で33名、38名に1人でございます。平成18年と比べての人数でございますけど、平成18年、小学校では弥富の場合は3名ございました。中学校では27名ございました。

続きまして、いじめの認知件数でございますけど、教育委員会への報告の件数でございますけど、平成21年度につきましては小学校は5件、中学校は37件ございました。小学校の5件につきましては年度内に解消しました。中学校の37件中31件は解消し、残り6件につきましては、一定の解消は図られましたが、継続支援中となっております。本年10月現在の新たないじめの状況は、小学校5件、中学校2件であります。いずれも現在は解消しているところでございます。5年前の18年度はいじめの状況でございますけど、小学校で17件、中学校で5件ございました。

続きまして、学級崩壊の関係でございますけど、学級崩壊の件数は特に報告はございませんが、学級崩壊につながる対教師とか生徒間暴力といった問題行動の件数につきましては、ことしの10月末現在で中学校で3件でございます。小学校では同種の件数はございませんが、いわゆる自閉症やADHD（注意欠陥・多動性障害）などの傾向にある一部の児童・生徒に

対し学級で苦慮している学校もございます。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） いじめにつきましては、弥富市では現在は解決されているという御報告もございましたが、いじめや学級崩壊、不登校につきまして、なくすために先生や教育委員会などがいろいろ御努力をいただいていると思いますが、どのような対応がなされているのでしょうか、お答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） いじめ等に対しては、基本的には児童・生徒の学校生活で一番身近な担任の先生が気づいてもらうことが一番重要と考えております。学校内にはいじめ・不登校等対策委員会がございますので、状況の把握とか情報の共有、そういったものを全職員一丸となって対応していただくことが重要と考えております。以上です。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） いじめとか学級崩壊は同時に進行する場合がありますと言われておりますが、先ほどお話ししました桐生市の場合でも、学級崩壊があつて、その中でいじめが行われて、本当に悲しい最期になったというふうに聞いております。それで、先ほどのお話にもありましたように、担任の先生がいち早く子供たちの状況を見つけて早期発見をし、担任任せにせず学校全体で早い段階で、例えば親御さんも含めていじめの問題、学級崩壊の問題につきましては早くみんなで協議して対策をやっていただくことが必要だと思っております。弥富市でもそのように取り組んでいただいていると思っておりますが、お願いします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 弥富市でも、いじめについては学校で情報を把握した場合、教育委員会への連絡等もございますので、関係機関とともに早急に対応しておる現状でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 不登校も大分あるようでございますが、「アクティブ」なんかも立ち上げられて、その中で普通学級に戻れる方も出てきて、成果が出てきているということ伺っております。不登校などにつきましてはどのような対応がされておりますでしょうか、お答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 御承知のように、昨年、適応指導支援教室、通称「アクティブ」と言っておりますけれども、不登校のための指導支援室を鍋田支所の2階の方に開設しております。ちょうど1年たったわけでございますけど、複数の方の学校復帰がございます。現在も6名ほど体験入室を含めて不登校ぎみの子が通っておりますけど、そういった面で徐々

に改善の方向に向かっておると考えております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 日常的にはどのように不登校の方に対して、例えば先生が訪問されるとか、いろんな手だてがされて御努力いただいていると思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 個々の学校でももちろん不登校等についても担任を含めて対応しておりますけど、先ほど申しましたように、アクティブと特に中学校との情報交換が主になりますけど、定期的にアクティブの指導員と各中学校の方と情報交換等を行って不登校に対応しております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次に移ります。

いじめとか不登校、心の相談などでスクールカウンセラーさん、県の職員とか市が雇用している職員がございしますが、この方たちが大きな役割を担っていると思います。子供、保護者と十分向き合えるよう、スクールカウンセラー、県職員の増員と市雇用のカウンセラー、心の相談員さんの待遇の改善を求めたいと思います。

現在、県職のカウンセラーは中学校で3名、小学校7校で1名と聞いております。小学校の場合は来年の3月まで予約でいっぱいということでございます。勤務時間は2週間で12時間、1週間6時間の勤務ということでございます。勤務時間をふやすとか、増員をすとか、県の方に強く要請をしていただきたいと思います。これが1点。

それから、市雇用のカウンセラーさんは月2回8時間の勤務で、子供たちのさまざまな心の相談に対応されていると聞いております。勉強して専門職としての力をつけていただいていると思いますので、待遇の改善を求めたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 県のスクールカウンセラーの増員でございますけど、議員御指摘のように中学校につきましては現在3名、それと小学校につきましては桜小学校に1名、兼務でございますけどございます。それで、さらなる要望につきましては、小学校につきましてはまだ十分ではございませんので、機会をとらえて行いたいとは考えております。

それと、市雇用のスクールカウンセラーの待遇の改善でございますけど、現在、1校当たり小学校につきまして72時間、中学校につきましては年間1校当たり51時間の予算措置をしておりますので、予算の範囲内で対応したいと思っておりますので、御理解の方をお願いしたいと思います。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） カウンセラーさんの果たしていただく役割は本当に大きいと思います。複雑な子供たちの困り事相談とかいろいろございますので、親身になって相談に応じてくださるカウンセラーさんの増員をぜひ一日も早く、小学校の場合、とにかく来年の3月まで相談が満員ということでございますので、ぜひ増員についても県の方へ働きかけていただきたいと思います。

では、次に移ります。教職員の多忙な状況についてお尋ねをいたします。

ある中学校だよりを見せてもらいました。「ふだんでも中学校の先生は大変です。部活動、生徒指導など、早朝から深夜にかけての勤務もしばしばです。どの先生も子供たちのために眠る時間を削って過ごしています」と書かれておりました。先生の長時間で過重な労働の一端がよくわかりました。文部科学省の教員勤務実態調査によりますと、1ヵ月平均超過勤務時間は多い月で100時間近くと推定され、40年前の数倍から10倍だということでございます。夏休み期間以外のすべての月が、国の過労死ラインの月残業80時間を上回る過酷な状態でございます。

それで、先生に超勤手当、残業手当があるかといいますと、ございません。しかしながら、ちょうど40年前、残業しても残業代がないということで、労基法違反の裁判の訴えがございまして、これで少し改善がされたようでございます。国は実態調査をして、賃金の4%の残業代があることを認め、一般行政職より基本給の一律4%、調整額と言われておりますが、1971年の教員給与の特別措置法を制定して支払われるようになったようでございます。残業時間は、40年前に比べますと数倍から10倍にも上っております。直ちに是正をしなければならぬ問題ではないでしょうか。これは指摘するにとどめます。

それで、教員の勤務の内容は、賃金とリンクした教員評価制度や学校評価制度の導入が実施されております。それで、さまざまな打ち合わせや書類作成、事務処理などに追われて、先生が一番やりたい授業の準備と子供にじかに接する時間がろくにとれないという長時間労働になっております。少人数学級による教職員の増員を実現すると同時に、教職員の仕事、子供の教育に直接かかわることを中心に、不要不急の業務を減らすことを急ぐべきではないかと考えます。また、精神性疾患による病気休職者数は、この10年間で2.8倍にもなっているとと言われております。将来の日本の子供たちの教育に携わる先生がこんな状況で本当にいいのでしょうか。改めていくべきではないかと思えます。現在の市の実態と対策をどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 教職員の多忙の問題につきましては、御指摘のように、教員が本来の授業や授業の準備以外に、業務的な校内外への突発的な生徒指導への対応、部活動の指

導など、そういったことが多忙な原因と考えております。できるだけ本来業務以外の事務につきましては改善するよう、各種の調査等がございますので、そういったものを見直し、各教職員への負担が過重にならないよう努めたいと考えております。また、市では独自に各小・中学校に特別非常勤講師を配置しております。そういったことで、教職員の業務の一定ではございますけど、軽減に努めております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 市の方で過重負担というのを和らげていただく面もあると思いますが、県の方にもぜひ要請をしていただきたいと思います。全国的な問題であると考えます。

では、次に移ります。

子供たちが抱える問題、今言いたいじめや学級崩壊、不登校、精神的障害、自殺など、この要因はどこにあるのでしょうか。国連の子どもの権利委員会が子どもの権利条約を批准している日本政府に対して、5年ごとにその実施状況を審査し、子供の直面する困難の指摘、原因克服に向けた勧告を公表しております。大変長いものですので、その一部を3点要約して御紹介をしたいと思います。

まず一つ目、過度な競争への不満が増加している。高度に競争主義的な学校環境が、このいじめ等の原因になっている。そして、数値はこの5年以内に最も最大化していると報告されております。この実態に対して、子供の人格の全面発達を目指すことを教育の目的とするようにという勧告が出されております。

二つ目は、驚くべきことに、子供が情緒的幸福度、充足感の低さを訴えていることでございます。ユニセフの子供幸福度調査では、日本の子供の3割が孤独感を訴え、OECD平均の7%を大きく上回っています。なぜ幸福だと感じるができないのか。その要因は、子供と親、子供に接する教師との間の関係の貧困さにあると言っております。こうした人間関係の貧困の背景には、親や教師、子供に接する大人の困難さがあると指摘しております。そして、これを変更するように勧告しております。

三つ目でございますが、さまざまな角度から表明されている懸念とか勧告をまとめて言いますと、小泉政権以降の新自由主義と自己責任論、この構造改革路線の政策が人間関係を壊しているというものでございます。親子の関係の崩壊の原因は、介護と子育て、仕事と子育ての両立の困難さ、競争主義的な教育制度が与えるプレッシャー、人口の15%にまで増加している貧困、これが大きな原因だと指摘されております。国や地方自治体、教師、親も、子供を取り巻くさまざまな困難への国連子どもの権利委員会の所見を今こそ真摯に受けとめ、解決のためにもっと真剣に話し合い、力を尽くすべきではないかと思っております。

では、次に移ります。

少人数学級の早期実現のために、文部科学省は2011年、来年から8年間で公立の小・中学

校の1学級の児童・生徒の上限を、現行の40人から、30人から35人に引き下げる計画案を決めました。計画では2011年度に小学校1・2年生の2学年を、2012年度からは毎年1学年ずつ35人学級を導入していく。中学校では2014年度から毎年1学年ずつ35人学級にするというものでございます。その後、2017年から2018年度で小学校の1・2年生を30人学級にするものです。このため、文科省は8年間で2万人の教職員増が必要であるとして、必要な予算は1,200億円とし、初年度分は来年度予算の概算要求に反映させるとしております。

少人数学級の早期実現は、学習の面では先ほども申し上げましたように、子供一人一人の学習のつまずきを丁寧に指導することができます。授業中の発言の機会もふえ、討論や実験を通じて物事を深く理解する学習を進める上でも、少人数学級は欠かせない条件です。生活の面では、貧困の広がりや社会が変容する中で深刻な悩みを抱えた子供もふえています。発達障害や外国人の子供らへの特別支援も必要が増えています。子供一人一人の丁寧なケアができるようになります。学校の現場では定数がふえない中、先生の長時間労働が常態化しています。少人数学級の実現によって定数がふえ、解決の一步になるのではないかと思います。しかしながら、国の少人数学級の概算要求が通るかどうかは、事業仕分けなどで予断を許しません。でも、これを実現しなければ、教育現場がもたないところまで来ているのではないのでしょうか。国の少人数学級計画の実現を、県を通じて国へ要請していただきたいと思っております。

そして、現在、愛知県は既に小学校1・2年生、中学校1年生で35人学級を実施しています。県の施策を前倒して30人学級の早期実現を求めたいと考えますが、ぜひ県に要請していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

この2点についてお答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 現在、文部科学省は、議員御指摘のように平成23年度から8ヵ年計画で段階的に少人数学級の計画をしております。

県独自の30人学級の前倒しにつきましては、議員もおっしゃってみえますように、人件費の増大、教員の人数の問題等、大きな課題があると考えております。現時点では県から愛知県としての30人学級についての決定は来ておりません。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 国が計画しております少人数学級計画をぜひ、私どもも国会議員を通じたり、市長会を通じたり、あらゆる方面から予算をつけるようにという要請が必要だと思っております。ぜひこの点についても、市としても県を通して国の方へ要請をしていただきたいと思っております。この点についてのお答えをお願いいたします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 少人数学級の前倒し等について、県を通して国に要請する機会がございましたら要請をしたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 今回、来年度予算で通るかどうかが、瀬戸際にあります国が示している少人数学級、これをぜひとも実現するために、市長は市長会を通したり、議長は議長会を通したり、ぜひ実現のために要請をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 下里教育長。

教育長（下里博昭君） ただいまの御質問にお答えをいたします。

市長会を通じたり、また教育長会を通じ、今後強く要請をしていきたいと思っております。以上です。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 文科省の学級規模の引き下げが予算が通って実施されますと、市の小・中学校の教室の確保は大丈夫でしょうか。教職員の増員はどのように行われますでしょうか、お答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 23年度につきましては、愛知県は既に小学校1年生・2年生、中学校1年生につきましては35人学級を実施しております。24年度以降につきましては、議員先ほど御質問のように順次拡大されるわけですが、現在、（仮称）第2桜小学校が予定されておりますので、今後大幅な人口増がなければ、普通教室への改修等は必要でございますが、建物を増築することなく、現在の各小・中学校の施設内で対応は可能と考えております。現在、平成28年度の想定でございますけど、クラス数として小学校5クラス、中学校4クラスの増になると想定しております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 教職員の増員につきましては県の施策でありますので、ぜひさっきの予算要求等も含めて県の方に要請をしていただきたいと思います。

では、次に移ります。

来年度から新学習指導要領により、小学校の5・6年生の外国語活動が週1時間必修化されることとなります。弥富市では弥生小学校が平成19年度から3年間、文科省の英語活動の研究指定や、海部地方教育事務協議会の研究委託を受けて外国語活動の研究が進められてきたと聞いております。英語の必修化を見越して他の学校でも英語の活動が既に行われております。しかし、小学校の先生は、大学の教職課程で英語の教え方は習っておりません。教えることや発音に不安があるとの声もでございます。現在、市では3名の外国人英語指導員（ALT）を雇用しております。先生たちが自信と安心を持って、児童も楽しく取り組めるよう、

A L Tの増員、専任の先生の配置など御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。  
議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 小学校の学習指導要領の改訂に伴いまして、議員御指摘のように、小学校の外国語活動につきましては、基本的には音声を中心に外国語になれ親しみ、言語・文化について体験的に理解を深めるコミュニケーション能力の向上を目的としております。市としましては、現在A L T、先ほど議員御指摘のとりのAssistant Language Teacherでございますけど、こういった外国人から言語・文化の違いについてコミュニケーションの能力の向上を図っているところでございます。現在、市内の小学校の5・6年生につきましては、先ほどの指導要領の週1時間、年間35時間については既に達成をしております。また、それ以外の学年、1年生から4年生までの学年につきましても、学校規模によりますが、一定の時間数を確保してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、来年度から英語活動が必須になっても、現在の体制で大丈夫だとお考えでしょうか。A L Tの増員とか、小学校の1年生から4年生までも英語活動が、時間は短いんですが行われると聞いております。その辺の体制は大丈夫なんでしょうか。A L Tの増員も含めて、もう一度お答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 小学校5・6年生につきましては、一定数を既に確保しております。低学年につきましては、先ほど御答弁さしてもらいましたように、学校の規模によりますが、一定の時間数を確保していきたいと思っております。現在3名でございますけど、現在の予算の枠内で増員等が可能であればしたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） せっかく英語活動に親しむというか、将来の国際化ということも含めて学ばれるもんですから、先生たちも安心して、自信を持って英語活動が御指導いただけるように、子供たちも本当に楽しくできるように御配慮をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。特別支援学級、通級指導教室の充実についてお尋ねをいたします。

現在、知的、情緒不安定、肢体に障害を持った児童・生徒が特別支援学級で学んでいます。市の小学校では現在39名の児童が12学級で、中学校では17名の生徒が5学級で学んでいると聞いております。各クラスには担任の先生のほかに、特別支援学級支援員が市の雇用で配置されております。支援員の配置は大変喜ばれております。必要に応じて複数の支援員を配置していただけないでしょうか。現在、複数配置されている学校が1校あると聞いております。必要に応じてぜひ複数の配置をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 特別支援学級支援員につきましては、議員御指摘のように、現在全体で9名を配置しております。状況にもよりますが、予算の範囲内で支援員を複数配置することは必要と考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、通級指導教室の充実についてお話をさせていただきます。

この教室は、弥富市で1教室、桜小学校に置かれています。希望すればほかの学校から、親の送り迎えが条件で通うことができます。教室では人とのかかわり方、コミュニケーション、集団でのルールの理解、行動のコントロールなどが、会話やゲーム、じゃんけん、教科学習を通して行われます。現在、桜小学校の子供で満員だそうです。ほかの学校から参加しようと思っても、定員がいっぱいで参加することができないそうです。県にぜひ働きかけていただき、学級の増設を要請していただきたいと思います。いかがでしょうか、お答えをお願いします。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 通級学級につきましては、平成21年度、桜小学校に開設できました。しかし、まだ現在、県内の学校、自治体を見ても、未設置の学校が多くございます。小学校につきましては公立小学校で979校ございますが、通級学級が設置されておりますのはそのうちの147校でございます。通級学校の教員につきましては県の方で措置をされますが、開設に伴います備品、維持に伴う運営費用につきましては市町村負担となります。しかしながら、通級学級につきましては、現在、桜小学校でいっぱいでございますので、機会をとらえて増設について県の方に要望したいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 特別支援の方へ行かなくても、その前の段階で、いろんな障害をお持ちの方、コミュニケーションがうまくいかない方、そういう方などがここで御指導を受けていらっしゃると思います。ほかの学校からも行きたい方があると思いますので、ぜひこういうのは、現在の1学級ではいっぱい足りないということを強く県の方にも申し入れていただきまして、実現のために御努力をいただきたいと思います。

では、次の問題に移ります。

義務教育の国庫負担金を現在の3分の1からもとの2分の1に戻すよう国に要請をしていただきたい、この問題で質問をいたします。

日本の教育予算は、その国の教育予算の水準を示します教育機関に対する公財政支出の対GDP比、これが教育水準を示すものだと言われておりますが、これを見ますと、日本はOECD30カ国の中で最下位だそうです。しかも、OECD平均の3分の1しか予算が組まれていない低さでございます。ぜひこれも市長会、議長会を通じて国へ、国の教

育予算を以前の2分の1にふやすよう、今の子供たちをめぐるさまざまな問題の解決には、教員の加配とかいろんな問題を解決しなければならないと思います。教育費の増額をぜひ要請していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 義務教育費の国庫負担制度につきましては、国と地方、この場合は都道府県でございますが、教職員の給与について必要な経費を分担することによって、必要な教職員を全国すべての地域において確保し、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るものでございます。国の負担割合は3分の1に変更されましたが、全国すべての地域において一定の義務教育水準を確保するという制度の意義については、引き続き維持されておると考えております。しかし、今後さらに地方負担率がふえれば、結果としまして市町村の教職員の配置人員に影響を与えることとなりますので、機会を通じて国等へ要望してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） では、市にお願いする次の問題に移ります。小・中学校の保健室に温水シャワーを設置してください、この問題でございます。

保護者などから、子供が粗相したときなど温水シャワーが欲しいと要望が出ております。現在設置されているのは弥富中学校、十四山東部小学校・西部小学校でございます。東部小学校は畳半畳ぐらいの狭いシャワー室で、脱衣所ありません。ぜひ計画的に脱衣所付きの温水シャワー室を各小・中学校に設置していただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 現在、市内の小・中学校につきましては、保健室の温水シャワーの設備は議員御指摘のように弥富中学校、十四山東部・十四山西部小学校の3校でございます。教育委員会としましては、特に小学校につきましては温水シャワーの必要について認識をしております。今後につきましては、財政状況も勘案し、計画的に設置してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 小学校については特にというお話でございましたが、順番もあると思います。中学校におきましても弥中で設置されておるものですから、ほかの学校も不公平感のないように、ぜひ計画的に設置をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 服部教育課長。

教育課長（服部忠昭君） 小・中学校ともども状況を見まして、同じように計画的に設置したいと考えております。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 最後の問題でございます。小学校の放課後の居場所についてお尋ねをいたします。

まず一つ目、働く親たちは、児童クラブに入れない4年生以上、それから児童クラブに入れない子供の放課後、夏休みなどの長期休みの過ごし方について、大変安全面で頭を悩ませておられます。弥富市は以前議会で、児童館があるのでトワイライトスクールは設置しませんという御答弁があったと思います。今もその方針に変わりはないでしょうか。

議長（伊藤正信君） 水野社会教育課長。

教育部次長兼社会教育課長（水野 進君） お答えします。

市におきましては、各小学校区で児童クラブ、これは小学校1年から3年までですけれども、それと児童館を設置している現状であります。放課後の児童の居場所は充実していると考えております。文部科学省においては、放課後子ども教室推進事業が厚生労働省の放課後児童健全育成事業、児童クラブとの連携を図りまして、平成19年度から放課後子どもプラン推進事業として事業を推進しているところであります。トワイライトスクールは名古屋市が行っていますが、これは児童が放課後などに学校施設などを活用して、異学年交流や体験活動、学びの活動などを通じて自主性、社会性、創造性をはぐくむ事業で、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と内容は同じものがございます。この事業は、学校の空き教室の利用や指導員等の人材確保が必要であり、当面、市としては、以前の議会でも答弁させていただいておりますとおり、児童館や児童クラブの充実に努めていく方向でありますので、トワイライトスクールの設置は考えておりませんので、御理解のほどお願いしたいと思います。以上です。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 次の問題でお尋ねをいたします。

現在、栄南小学校で実施されております、放課後、希望者は学校から直接児童館へ行ける、この方式をぜひほかの小学校にも適用していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。先日お聞きしました内容によりますと、栄南小学校では現在1年生から3年生までの子供さんが10人、4年生では4人、合計14人の方が学校から直接児童館の方へ通っておられると聞いております。これをぜひほかの小学校にも広げていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

もともと栄南小学校から児童館へ立ち寄ることにつきましては、栄南小学校区が広いということがあり、試行的に始めたということから始まっております。今議員の方もお話があり

ましたように、現状で少し確認をさせていただきますと、この6月から始めたところですが、その当時では8名の利用でございました。1年生が2名、3年生が3名、4年生が3名ということで。12月の時点では、1年生4名、2年生2名、3年生4名、4年生4名の14名ということでございました。

そうした中で遠距離かどうかということを見てもみると、その判断というのは大変難しいところですが、おおよそ遠距離と思われるところから4名ほど利用しておっていただきますし、1日当たりで眺めてみますと、週によって結構ばらつきがございまして、4名ぐらい利用されるときから10名ぐらいと、週によって結構ばらつきがあります。

それから、もう1つ考えていたのが児童クラブへの移行ですが、実際1名ほどの児童クラブを利用する予定の人がこの制度に切りかえたというのがございます。そうしたのが実態でございまして、今御質問のことなんですけど、基本的にはエリアが広いという中での試行ということでございましたもんで、今はその考えでございまして、例えば広く広げるということになると、弥生小学校から弥生児童館とか、あるいは桜小学校からさくら児童館となると、普通の日でもその利用につきましては50名、60名、70名、多いときにはもう100名になる利用がございます。そうした中で対応していくと、安全面の確保とか、学校とのやりとりのところで難しい問題があるので、そういう考えを取り入れることは現実的には困難かと考えておりますし、十四山には東部児童館がございまして、そこを二つの小学校区エリアの一つということになると、そこについて西部小学校区からの移動ということもちょっと難しい問題等があったりします。そうしたことを考えて今のところでやっていきますし、私どもの方でも、また児童館の現場の方でも特に要望とかいうのは聞くようなこともない状態ですもんで、今の様子を見守っていきたいと考えております。以上です。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 4年生からは児童クラブに入れられないということになっておりますし、児童クラブに入ろうと思っても、お金の問題、いろいろある方もあると思います。それで、親が働いているという条件で、うちへ帰ってもだれもいないから、親御さんとしたら、親が帰るまで留守番しなさいと置いておくのが本当に心配だと。今の世の中というのはそういう状況になっております。大変悲しいことですが、そういう現実でございます。だから、弥生とかさくらについては児童館が満員だからというお話がございましたが、ほかの児童館について満員でないところもあると思いますし、十四山の西部につきましては、東部児童館に学校から行くには余りにも距離がございまして、だから、児童館で入れないところは、学校につきましてはトワイライトスクールなり、あいている教室とかあいている施設、そういうところを御検討いただけないかと思います。それ以外のところについては、栄南小学校で進められている方法で広げていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（伊藤正信君） 鯖戸児童課長。

児童課長（鯖戸善弘君） 今の質問につきまして、児童課長の立場で答えられる部分のみでございますが、もともと児童クラブの考え方として、国の方でも今そのあたりについては今後どうなるかというところがありますが、放課後児童健全育成事業での厚生労働省の考え方では、保護者が就労等により昼間に家庭にいない、おおむね10歳未満の児童に適切な遊び場及び生活の場を提供するという事で、愛知県で児童クラブをやっているところを眺めましても、おおよそとしては小学校3年までというところで進んでいるのが現実でございます。それで、今のことにつきまして、以前にもお話しいただいたときには、4年生以上になると一人でも留守番ができるのが望ましいと。いわゆる社会性とか自分の自立という中で、そうしたことも理解していただきながら、基本的には現在における国の方針に沿って弥富市もやっていきたいということでお話しさせていただいたことがありますもんで、そういうことで御理解いただきたいと思えます。

議長（伊藤正信君） 安井議員。

11番（安井光子君） 現実、困っている親御さんがお見えになりますので、またよく話をして、実際の課題というのを市の方に検討いただきたいと思えます。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（伊藤正信君） 本日はこの程度にとどめ、あす継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思えますので、本日の会議はこれにて散会をします。御苦労さまでした。

~~~~~

午後4時23分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 伊藤正信

同 議員 安井光子

同 議員 三宮十五郎